

第四部

愛知県石油コンビナート等防災計画

令和7年度修正

総論編（抜粋）
地域編－知多市域－

<総論編（抜粋）>

第1章 総則	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 計画の基本方針.....	1
第3節 用語の定義（略）	1
第4節 特別防災区域の範囲.....	1
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第2章 災害の基本想定（略）	4
第3章 防災体制及び組織.....	4
第1節 組織の整備.....	4
第2節 愛知県石油コンビナート等防災本部（略）	5
第3節 石油コンビナート等現地防災本部.....	5
第4節 事業所における防災体制（略）	8
第5節 応援協力体制（略）	8
第4章 災害予防対策（略）	8
第5章 通報及び情報の伝達（略）	8
第6章 災害応急対策.....	8
第1節 危険物災害対策.....	8
第1節の2 屋外タンク貯蔵所における浮き屋根式タンク全面火災対策（略）	9
第2節 海上災害対策（略）	9
第3節 有毒ガス漏洩対策（略）	9
第4節 自然災害対策（略）	9
第5節 災害広報	10
第6節 避難	10
第7節 警戒及び警備（略）	11
第8節 救出救護	11
第9節 交通対策（略）	12
第10節 緊急輸送（略）	12
第11節 自衛隊の災害派遣（略）	12
第7章 地震災害に対する対策及び措置（略）	12
第8章 災害復旧対策（略）	12
第9章 補則（略）	12

<地域編>

名古屋港臨海地区特別防災区域

第1章 名古屋市域（略）

第2章 東海市域（略）

第3章 知多市域

第1節 防災組織	知1
第1 現地本部	知1
第2 事業所における防災体制	知7
第3 応援協力体制	知28
第2節 通報連絡体制	知30
第1 通報系統	知30
第2 情報の収集及び伝達	知32
第3 災害広報	知33
第3節 救出救護	知34
第4節 避難	知35
第5節 警戒警備	知38
第6節 緊急輸送	知39
第7節 交通規制	知41
第8節 災害別応急対策	知46
第1 屋外タンク貯蔵所における災害	知46
第2 高圧ガス等災害	知48
第3 陸上施設からの海上流出油等	知49
第4 着棧船舶からの海上流出油等	知51
第5 海上火災	知51

第4章 飛島村域（略）

衣浦地区特別防災区域

第1章 半田市域・武豊町域（略）

第2章 東海市域（略）

田原地区特別防災区域

田原市域（略）

概要

この計画は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、県によって定められているもので、総論編においては、県域におけるコンビナート災害に対する総合的な取り組みを明らかにしている。

総論編（抜粋）

第1章 総則

第1節 計画の趣旨

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号、以下「法」という。）第31条の規定に基づき、愛知県内の3か所の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止のための総合的な施策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から県民の生命・身体及び財産を保護することを目的とする。

また、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定する地震防災強化計画に関する事項については参考資料「東海地震に関する事前対策」、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定する南海トラフ地震防災対策推進計画に関する事項については、第7章「地震災害に対する対策及び措置」で定めるものとする。

第2節 計画の基本方針

石油コンビナート等特別防災区域の特殊性にかんがみ、特別防災区域に係る災害が周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがあるところから、この計画では特に次の基本方針に沿って万全の防災体制を確立するものとする。

1. 災害の防御にあたっては、地域住民の安全を最優先に考慮するものとする。
2. 特定事業者は、当該施設からの災害の発生及び拡大の防止について、第一次的責任を有するものとする。
3. 防災関係機関は、相互に連携を密にして防災対策を推進するものとする。

第3節 用語の定義（略）

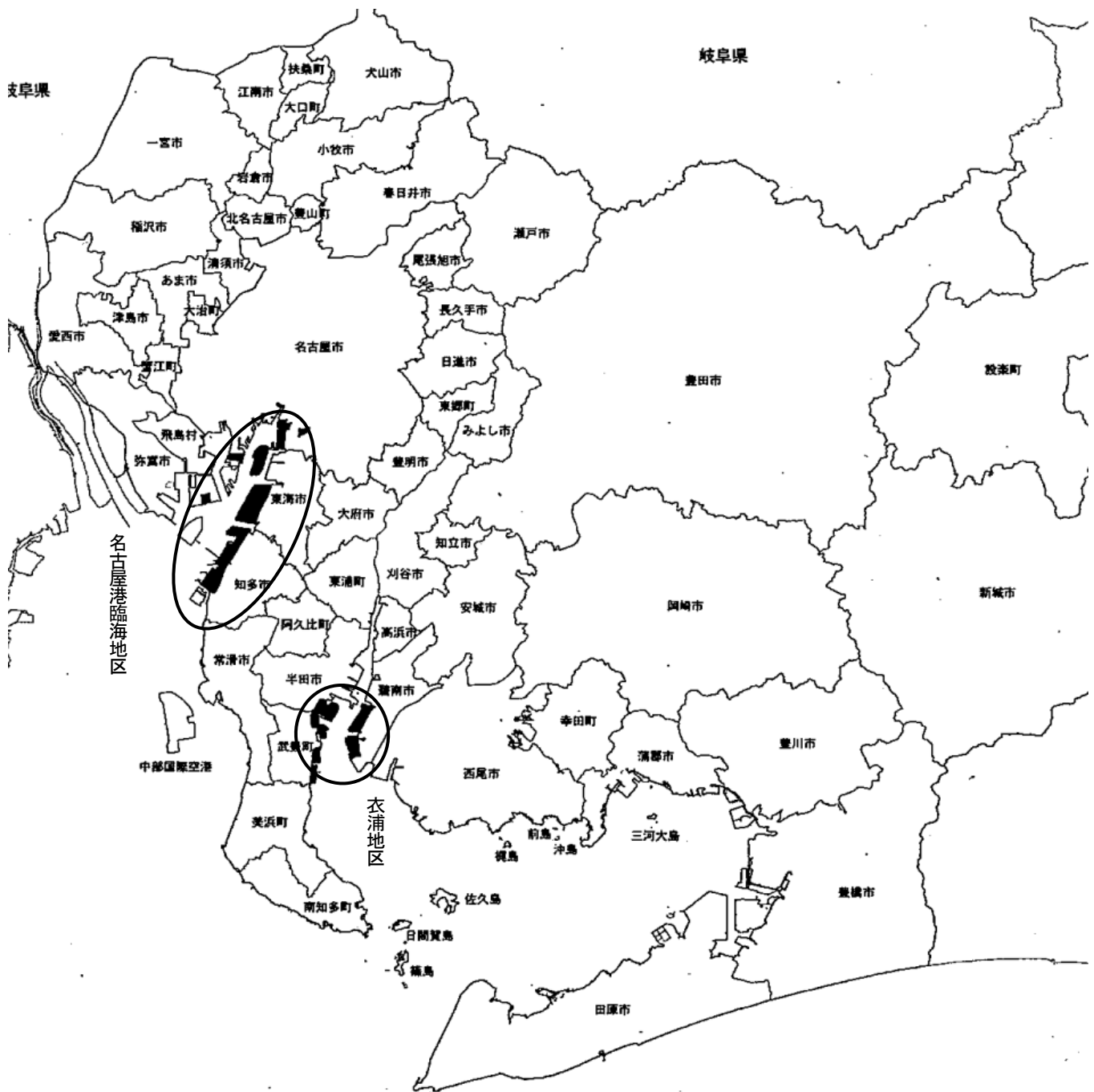
第4節 特別防災区域の範囲

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和51年通商産業省・自治省告示第1号）により愛知県内で特別防災区域として指定された地域は表1及び図1のとおりである。

表1 特別防災区域の地名・地番一覧表

区分 区域名	市町村名	指 定 区 域
名古屋港臨海地区	名古屋市	(略)
	東海市	
	知多市	北浜町及び南浜町の区域のうち、一般国道247号線及び海岸線で囲まれた区域 緑浜町1番地の区域
	飛島村	(略)
衣 浦 地 区	半田市	
	武豊町	
	碧南市	
田 原 地 区	田原市	

図1 特別防災区域所在地



第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 特定地方行政機関（略）
- 2 自衛隊（略）
- 3 県警察（略）
- 4 愛知県（略）
- 5 所在市町村
〔 名古屋市、半田市、碧南市、東海市、知多市、飛島村、武豊町 〕
 - ア 法に関する一般行政を行う。
 - イ 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。
 - ウ 災害広報を行う。
 - エ 避難の指示及び誘導を行う。
 - オ 警戒区域を設定し、区域内での火気使用を禁止するとともに、区域内への立入り等を制限し、又は禁止する。
 - カ 被災者の救助を行う。
 - キ 消火活動を行う。
 - ク 危険物施設の保安確保に必要な監督、指導、助言、立入検査及び措置命令を行う。
 - ケ 管理する公共施設の災害復旧を行う。
 - コ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置を行う。
- 6 指定市町村（略）
- 7 特定事業者（略）
- 8 広域共同防災組織（略）
- 9 その他の行政機関（略）
- 10 その他防災に関して一般的な責務を有する行政機関及び公共機関（略）

第2章 災害の基本想定（略）

第3章 防災体制及び組織

第1節 組織の整備

法により防災関係機関及び特定事業者に設置が義務付けられ、又は設置するよう努力することとされた防災に関する組織は次のとおりである。

- (1) 石油コンビナート等防災本部
- (2) 石油コンビナート等現地防災本部
- (3) 自衛防災組織
- (4) 共同防災組織

(5) 広域共同防災組織

(6) 石油コンビナート等特別防災区域協議会

防災関係機関は石油コンビナート等の災害について、これらの組織の構成員として協力するのみならず、それぞれの所掌する事務又は業務を的確かつ円滑に実施するため必要な組織を整備し、絶えずその改善に努めるとともに職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。また、特定事業者は個別に、又は共同して法に定められた防災組織を設置することをもって満足することなく、防災組織の活動の規範である防災規程を絶えず見直し、防災に関する組織の整備に努めるものとする。

第2節 愛知県石油コンビナート等防災本部（略）

第3節 石油コンビナート等現地防災本部

1 設置基準

特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に、かつ統一的な防災活動を実施するために現地本部を設置することができる。

(1) 事故災害

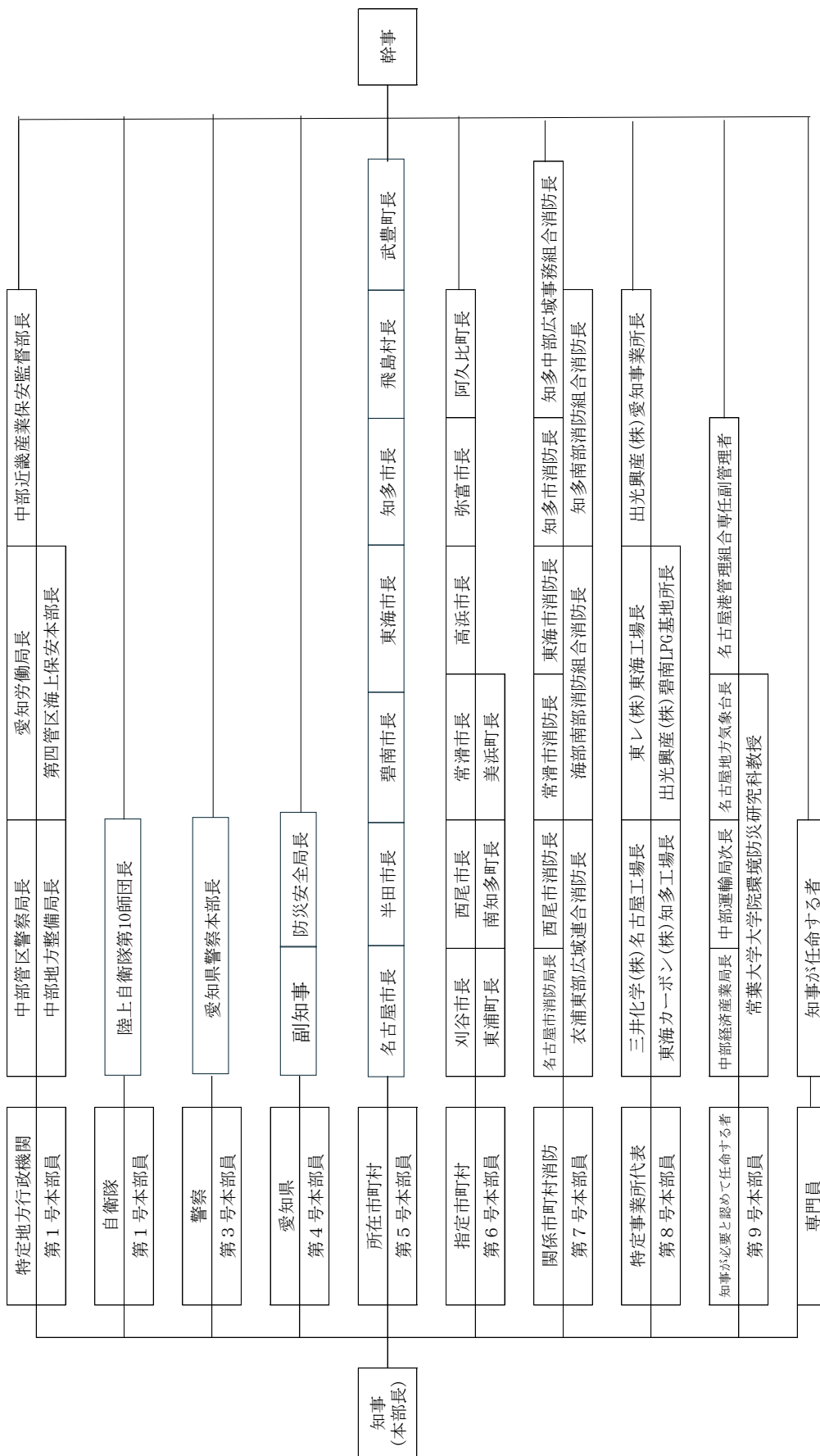
以下のアからウの事象が発生し、所在市町村の長が現地本部の設置を必要と認め本部長にその設置を要請したとき、又は本部長が必要と認めたとき

ア 特定事業所において異常現象が発生し、当該特定事業所又は共同防災組織、当該特定事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合

イ 特定事業所において異常現象が発生し、他の特定事業所又は特別防災区域外に災害が拡大した場合、又は拡大するおそれがある場合

ウ 特別防災区域の周辺において異常現象が発生し、特別防災区域に重大な影響を及ぼした場合、又は及ぼすおそれがある場合

図 8 防災本部の組織



(2) 自然災害

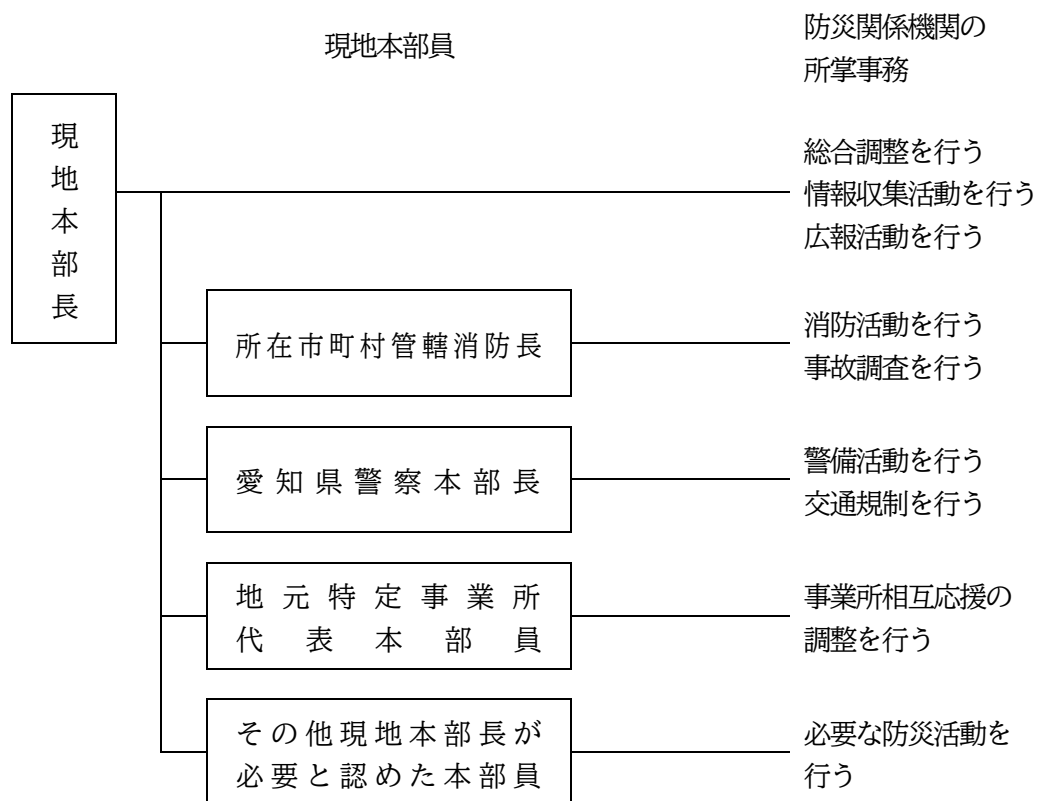
- ア 津波予報区「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に対して「大津波警報」が発表され、本部長が必要と認めるとき
- イ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- ウ 震度5弱以上の地震が所在市町村で観測され、本部長が必要と認めるとき
- エ その他、所在市町村の長が現地本部の設置を必要と認め本部長にその設置を要請したとき、又は本部長が必要と認めるとき

2 現地本部の組織

法第 29 条の規定に基づき、現地本部は本部長が指名する現地本部長及び現地本部員により組織し、基本的には図9に定める本部員を充てるが、災害の規模及び状況に対してその都度現地本部長の必要とする本部員も本部長の指名により現地本部員とすることができる。

なお、現地本部長及び現地本部員に充てられる者がやむを得ない事情により、その職務を行うことができない場合には、愛知県石油コンビナート等防災本部運営要綱第3条に定める本部員の代理者がその職務を代行する。

図9 現地本部の組織図



3 現地本部の設置場所

原則として、当該災害発生市町村の市役所、町村役場、又は消防本部・署とする。ただし、防災活動の円滑

な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

4 現地本部の所掌事務

- (1) 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達に関すること。
- (2) 防災関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整を行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の事項について逐次防災本部に報告すること。

5 現地本部の廃止

当該災害の応急対策がおおむね完了した時点で、現地本部長の意見を聞き本部長が廃止する。

第4節 事業所における防災体制（略）

第5節 応援協力体制（略）

第4章 災害予防対策（略）

第5章 通報及び情報の伝達（略）

第6章 災害応急対策

災害応急対策の実施にあたっては、主眼を本計画の基本方針の一つである人的被害の軽減におき、災害から人命を保護するため、早期避難、医療救護等住民安全対策を優先的に考慮するものとする。

第1節 危険物災害対策

火薬類、高圧ガス、石油及び化学薬品等の危険物の爆発、火災は、地域住民の生命、身体及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を除くための応急措置を迅速に実施するものとする。

1 石油類及び化学薬品等

(1) 実施機関

石油类等施設の所有者、管理者、占有者・石油类等輸送業者
県・県警察・市町村・名古屋海上保安部

(2) 実施内容

石油类等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア 石油类等施設

(ア)～(ウ) (略)

（エ） 市町村の措置

- a 防災本部事務局へ災害発生について、直ちに通報する。
- b 石油類及び化学薬品等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- c 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の防災管理者、施設責任者の報告、助言等を受け又は求め、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て消火及び延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

- d 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村又は県に対して応援を要請する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防に関する事務を処理する一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

- e さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

（オ）（略）

イ（略）

2 高圧ガス（略）

第1節の2 屋外タンク貯蔵所における浮き屋根式タンク全面火災対策（略）

第2節 海上災害対策（略）

第3節 有毒ガス漏洩対策（略）

第4節 自然災害対策（略）

第5節 災害広報

防災関係機関及び特定事業所は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう災害広報に努めるものとする。

1 実施機関

防災関係機関・特定事業所

2 実施内容

(1) 広報の内容

広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害の発生状況（日時、場所、災害原因等）
- イ 避難の指示及び避難場所
- ウ 地域住民のとるべき措置及び心得
- エ 医療救護所の開設状況
- オ 災害応急対策の実施状況
- カ 道路情報
- キ その他人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項

(2) 広報の方法

防災関係機関及び特定事業所は、広報車等の利用及び報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等のあらゆる広報媒体を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。

(3) 報道機関への協力

防災本部及び現地本部は、特別防災区域周辺の住民に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある災害が発生した場合には、報道機関が行う取材活動に対して各種の災害情報、関係資料等を迅速に提供するほか、放送出演等にも積極的に協力するものとする。

第6節 避難

（略）

1 実施機関

市町村・県警察・名古屋海上保安部・自衛隊・事業所・その他の防災関係機関

2 実施内容

(1) 避難の指示

ア 市町村長の措置

（ア）災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、特にその必要があると認めるときは、立退きを指示する。

この場合において、自ら立退きを指示することができないときは、警察官又は海上保安官にその指示を行うよう要求する。

(イ) 立退きを指示した場合、又は警察官若しくは海上保安官から立退きを指示した旨連絡があった場合は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ～エ（略）

(2) 避難の指示の周知徹底

前項各号に定める避難の指示を行う場合は、できる限り避難指示の理由、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にして、警鐘、サイレン、吹き流し、放送、広報車、伝達員等により伝達を行い、避難の指示の周知徹底を図るものとする。

(3) 避難の誘導及び移送

ア 市町村の措置

(ア) 避難の指示を行った場合、避難者の混乱を防ぐため、必要に応じ県警察と緊密な連絡のもとに、避難所に至る経路の要所に標識を掲示するとともに、要員を配置する等の措置を講じて、避難の誘導を行う。また、避難所が不適當となった場合は、別の避難所に移送する。

(イ) 避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合は、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して応援の要請等を行う。

イ～ウ（略）

(4) 避難所の事前指定及び開設

ア 避難所の事前指定

(ア) 市町村は、避難が可能な施設等を調査し適当な施設をあらかじめ指定しておき、地域住民に周知させておくものとする。

(イ) 市町村は避難所として指定した施設の管理者と使用方法等について事前に協議しておくものとする。

(ウ)（略）

イ 避難所の開設

(ア) 市町村の措置

a 避難の指示を行ったとき、又は警察官等が避難の指示を行った旨通知を受けたときは、必要に応じて避難所を開設し、速やかに住民にその旨を周知させる。避難所開設にあたっては必要に応じ、関係機関の協力を得て行う。

b 避難所の開設が困難な場合は、必要に応じて他の防災関係機関に対して応援の要請等を行う。

(イ)～(ウ)（略）

第7節 警戒及び警備（略）

第8節 救出救護

1 実施機関

市町村・県・県警察・名古屋海上保安部・日本赤十字社愛知県支部・東海北陸厚生局・

独立行政法人国立病院機構・その他の防災関係機関及び特定事業所等

2 実施内容

(1) 市町村の措置

ア 災害のため生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索、又は救出し、その者を保護する。

イ 市町村は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防に関する事務を処理する一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

ウ 医療救護班を編成して出動し、避難所及び災害現場において、被災傷病者に対して応急医療を実施するとともに、必要に応じ救護所を開設して行う。応急医療の実施にあたっては必要に応じ、特定事業所及び関係団体の協力を得て行う。

エ 被災傷病者に対する医療救護の実施が困難な場合は、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して応援の要請を行う。

(2)～(8) (略)

第9節 交通対策 (略)

第10節 緊急輸送 (略)

第11節 自衛隊の災害派遣 (略)

第7章 地震災害に対する対策及び措置 (略)

第8章 災害復旧対策 (略)

第9章 補則 (略)

<参考>特定事業所一覧表（知多市域分）

1 第一種事業所

事業所名	住 所	電 話
出光興産（株）愛知事業所	知多市南浜町11番地	// 55-1119
中部液酸（株）	// 南浜町27番地	// 56-1231

2 第二種事業所

事業所名	住 所	電 話
知多エル・エヌ・ジー（株）	// 南浜町27番地の1	0562-56-1151
（株）JERA 知多火力発電所	// 北浜町23番地	// 55-1181
サントリー知多蒸溜所（株）	// 北浜町16番地	// 32-6351
（株）JERA 知多第二火力発電所	// 北浜町10番地の1	// 33-1221
東邦瓦斯（株）知多熱調センター	// 北浜町23番地	// 55-4511
東邦瓦斯（株）知多緑浜工場	// 緑浜町1番地	// 55-7722

概要

地域編は、知多市域におけるコンビナート災害に対応するための計画であり、応急対策の実施方法や防災機関相互の連携のあり方について明らかにしている。

地域編—知多市域—

〔愛知県石油コンビナート等防災計画・地域編〕

名古屋港臨海地区特別防災区域

第3章 知多市域

第3章 知多市域

第1節 防災組織

第1 現地本部

1 現地本部の組織

(1) 現地本部長及び現地本部員

総論編第3章第3節1「設置基準」に従い、知多市に現地本部を設置する場合における現地本部の組織は総論編第3章第3節2「現地本部の組織」に定めるほか次のとおりとする。（図-1）

ア 防災本部長があらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員は表-1のとおりとする。

イ 災害の規模及び状況に応じて防災本部長が指名する者は表-2のとおりとする。

ウ 現地本部に現地本部長を補佐するため、現地本部長補佐を置き、副市長及び教育長をもってこれに充てる。

エ 現地本部長は、現地本部員以外の者で、災害の規模及び状況に応じて現地本部に招集することができるものは、表-3のとおりとする。

表-1 あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
知 多 市 長	愛知県警察本部長（代理者 知多警察署長又はその署長の指名した者） 知多市消防長、特定事業所代表（出光興産㈱愛知事業所長）

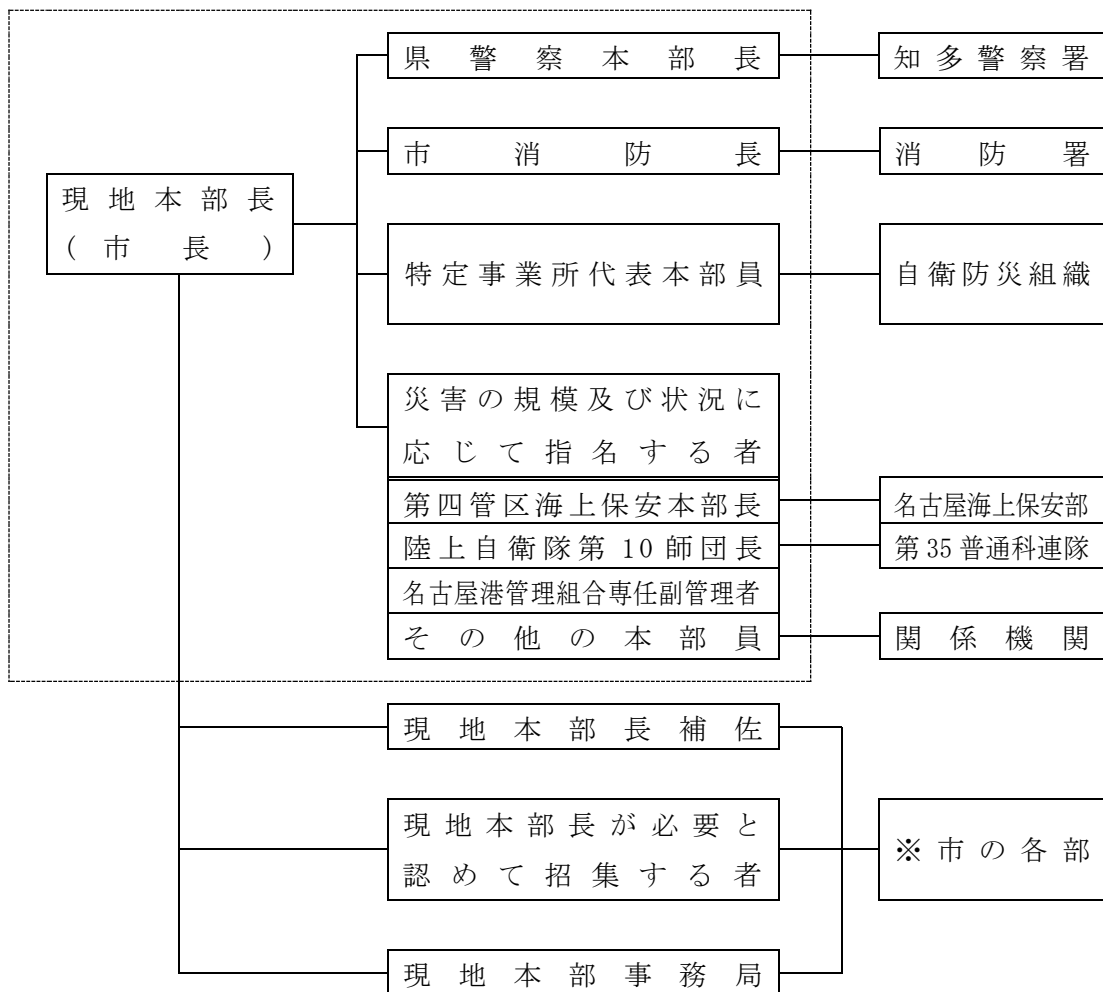
表-2 災害の規模及び状況に応じて指名する者

現 地 本 部 員	指 名 の 基 準
第四管区海上保安本部長	災害が海上に及び、若しくは及ぶおそれのある場合
陸上自衛隊第10師団長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われた場合
名古屋港管理組合専任副管理者	名古屋港域に災害が及び、若しくは及ぶおそれのある場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し、若しくは及ぶおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

表-3 現地本部に招集することができる者

知 多 市 総 務 部 長	知 多 市 環 境 経 済 部 長
〃 企 画 部 長	〃 都 市 整 備 部 長
〃 福 祉 子 ども 部 長	〃 教 育 部 長
〃 健 康 文 化 部 長	〃 議 会 事 務 局 長

図－1 現地本部の組織



(注) ※印は、知多市災害対策本部条例及び知多市地震災害警戒本部条例の規定に準じて組織されるものである。

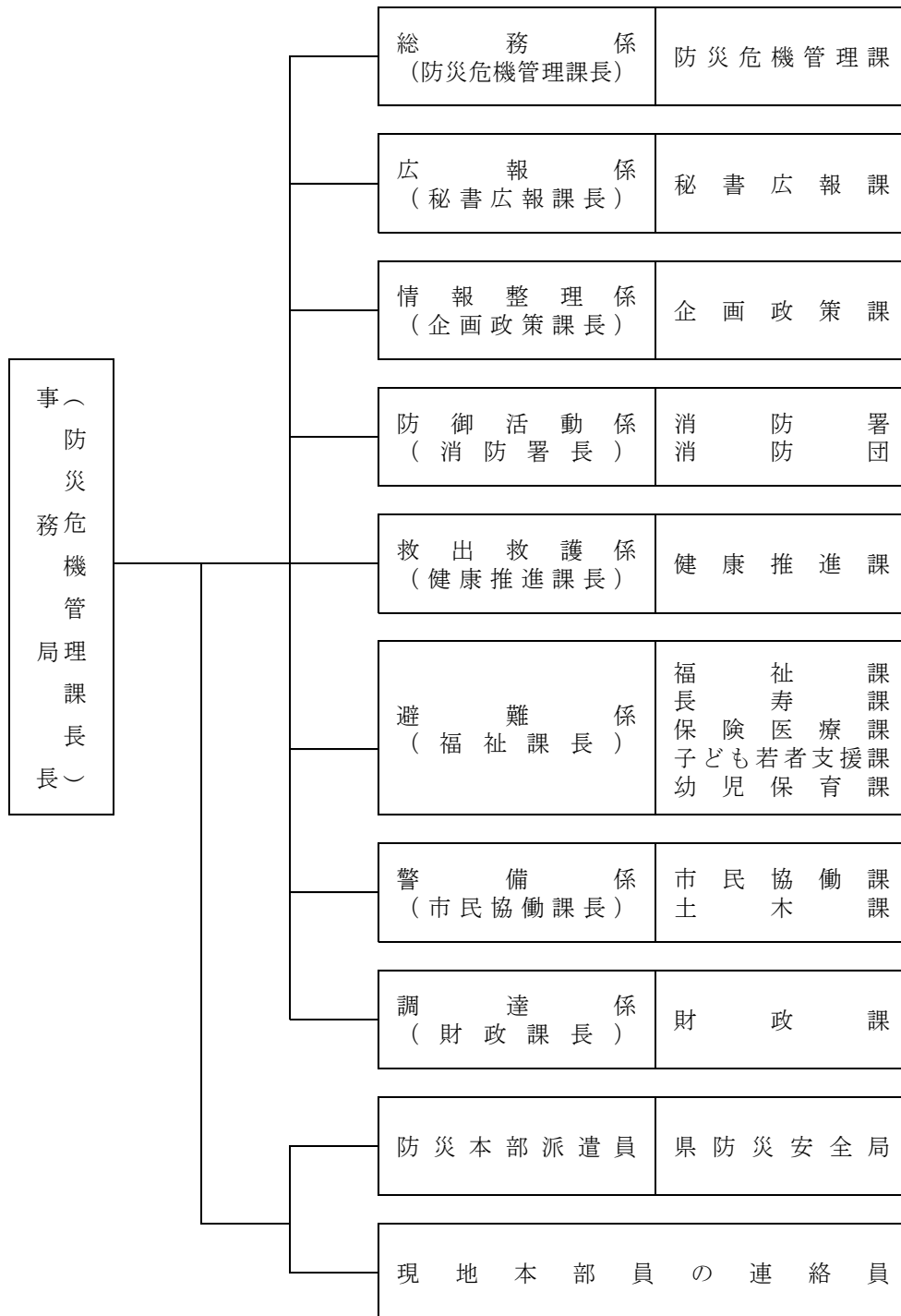
(2) 現地本部事務局

ア 事務局の組織

(ア) 現地本部には事務局を置き、知多市はその事務局として現地本部の設置及び運営に関し、必要な事務を行う。

(イ) 現地本部員は、その業務を補佐させるため、自機関の職員を連絡員として現地本部に同行することができる。

(ウ) 事務局の組織は、次の図のとおりとする。



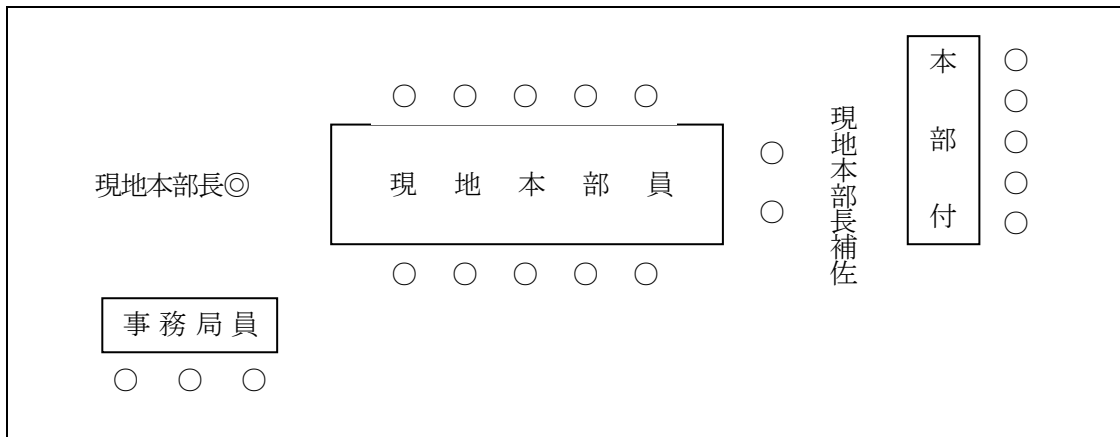
イ 事務局各係の所掌事務

係名	所掌事務
総務係	(ア) 係相互間の連絡調整を行う。 (イ) 災害に関する情報を防災本部に対し必要の都度報告する。 (ウ) 現地本部の庶務に関することを行う。 (エ) 他の係の所掌に属しないことを行う。
広報係	(ア) 各機関の実施した広報活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 報道機関に提供する災害情報資料等の作成を行う。 (ウ) 広報活動に関し、必要な事項を各機関に対し連絡調整する。
情報整理係	(ア) 各係の作成した資料等の取りまとめを行う。 (イ) 災害に関する情報の整理、記録及び保存を行う。
防衛活動係	(ア) 各機関の実施した防衛活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 防衛活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 災害の拡大状況、鎮圧状況、出動人員、資機材一覧表等について取りまとめる。
救出救護係	(ア) 各機関の実施した救出救護活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 救出救護活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 救出救護状況一覧表等を作成する。
避難係	(ア) 各機関の実施した避難活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 避難活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 避難場所、避難者、収容状況一覧表等を作成する。
警備係	(ア) 各機関の実施した警戒警備及び交通規制活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 警戒警備及び交通規制に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 警戒区域一覧表、交通規制実施状況表等を作成する。
調達係	(ア) 各機関の実施した調達状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 調達すべき資機材及び緊急輸送車両等の把握を行う。 (ウ) 調達に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (エ) 調達資機材一覧表等を作成する。

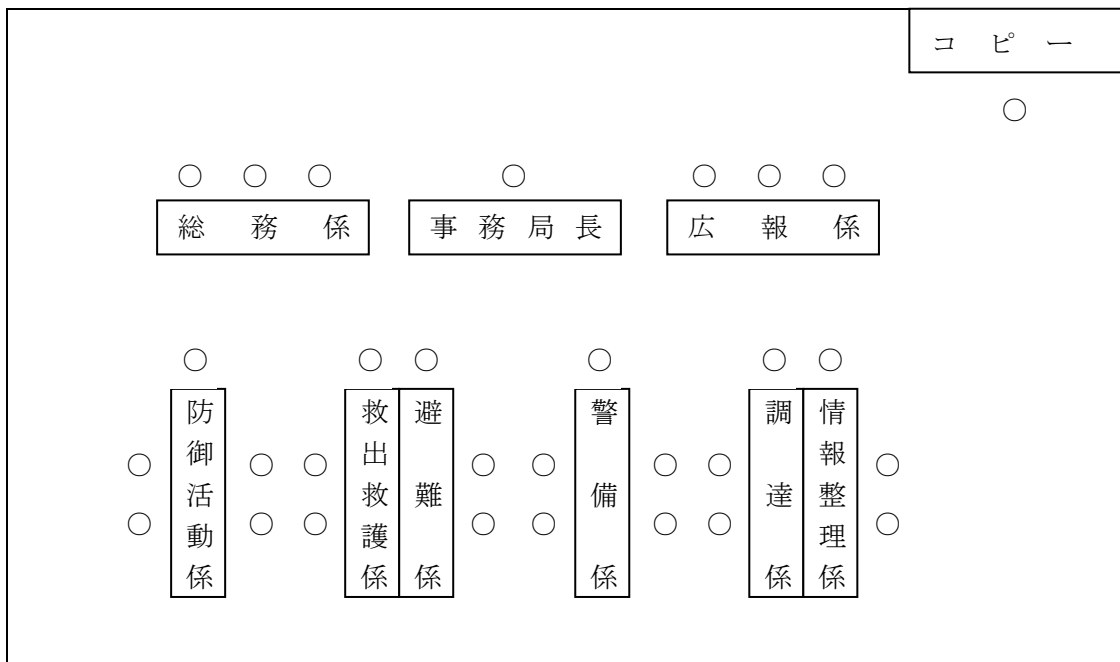
(注) 災害応急対策にあたっての各係の任務は、知多市地域防災計画に定めるところに準拠するものとする。

ウ 現地本部及び事務局の配置図

(ア) 現地本部



(イ) 事務局



2 現地本部の活動

(1) 情報の収集、伝達

ア 情報の収集

(ア) 災害発生事業所からの通報

災害発生事業所は、現地本部へ災害の状況、応急対策の実施状況等を逐次通報するものとする。

(イ) 防災関係機関からの収集

防災関係機関は、現地本部へ各機関の実施した応急対策の実施状況等を逐次報告するものとする。

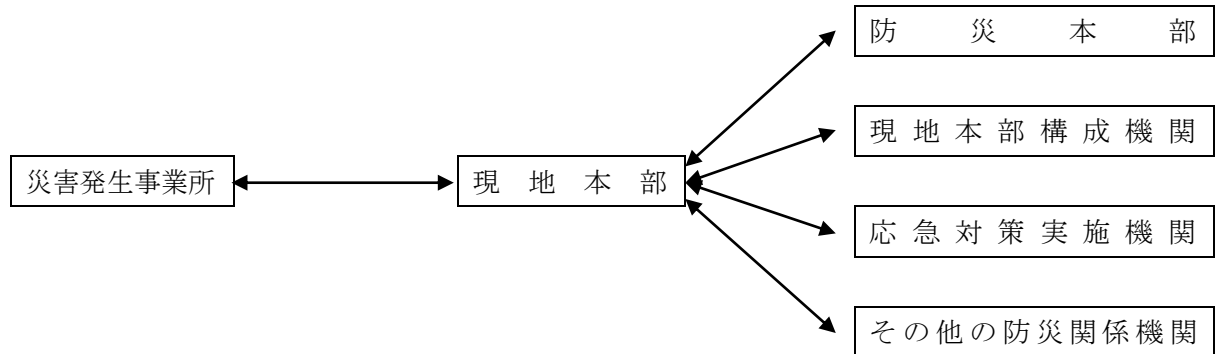
イ 防災本部への報告

現地本部長は総論編第5章第2節「災害情報の収集及び伝達」に定めるところにより、収集、取りまとめた資料を防災本部事務局へ報告するものとする。

ウ 防災関係機関への伝達

現地本部事務局は、他の防災関係機関が行う災害応急対策に必要な情報、資料を提供するものとする。

エ 現地本部設置時における情報の収集、伝達系統図



(2) 活動体制の調整

現地本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関の実施する活動に対して調整をするものとする。

(3) 応援要請

現地本部長は、応急対策を実施するうえにおいて必要と認めるときは、防災本部長に対して、必要な応援を要請するものとする。

3 現地本部の設置及び廃止

(1) 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として次の場所とする。ただし、防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所に設置することができる。

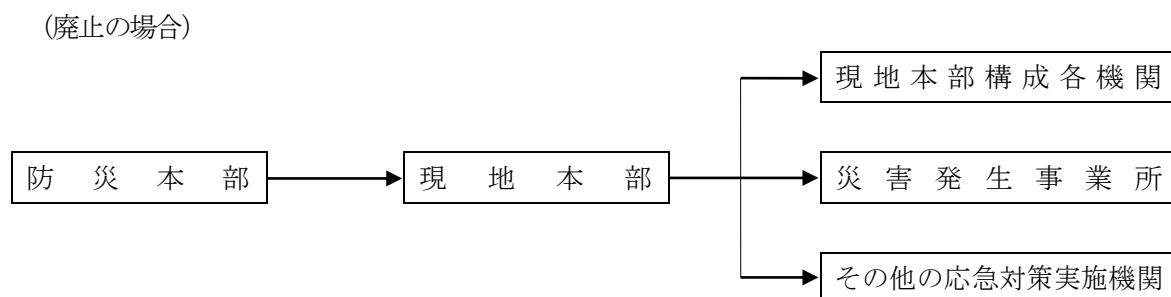
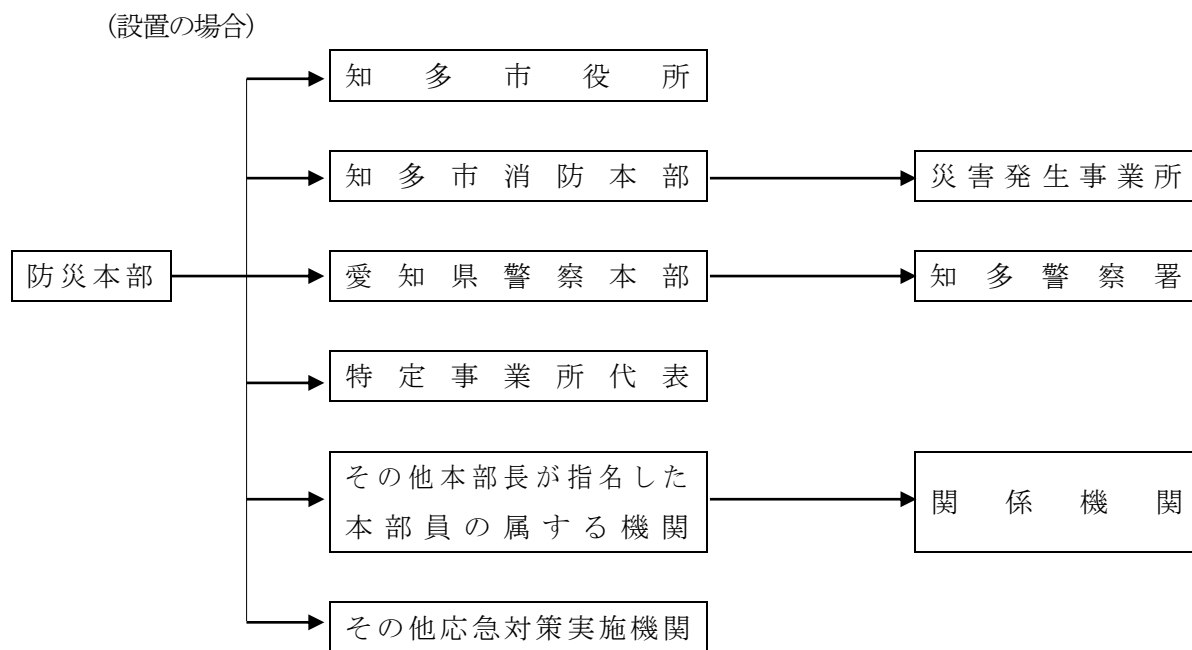
現地本部設置場所	事務局（主管課）	電話番号
知多市役所1階多目的会議室	総務部防災危機管理課	0562-33-3151(代表)

(2) 現地本部の表示

現地本部の標識は、現地本部が設置された市役所又はその他の場所の正面玄関等に掲示する。

(3) 設置及び廃止の通知

設置及び廃止の通知は、次に定めるところにより行い、現地本部設置場所及び設置若しくは廃止時刻を通知する。



第2 事業所における防災体制

1 自衛防災組織

(1) 防災管理者及び副防災管理者

記号	事業所名	防災管理者	副防災管理者
ア	出光興産(株)愛知事業所	所 長	副所長（4名） 他 45名
イ	(株)J E R A知多火力発電所	所 長	/
ウ	知多エル・エヌ・ジー(株)	社 長	
エ	中部液酸(株)	工 場 長	製造部長 他 12名
オ	サントリー知多蒸溜所(株)	社 長	/
カ	(株)J E R A知多第二火力発電所	所 長	
キ	東邦瓦斯(株)知多熱調センター	所 長	
ク	東邦瓦斯(株)知多緑浜工場	工 場 長	

(イ) 各班の所掌事務

班（隊）名		任 務
災害対策本部		<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災活動全般が総括指揮できる適切な位置にあって、自衛防災隊を統制し、災害の拡大防止と対外事項を統括する。 2. 公設消防機関到着時は、指揮権を移譲する。 3. 本部長付 本部長付は、本部長の現場案内や指示・命令を各部署へ伝達する。
事務指揮所		<p>本事務所を定位置とし、災害対策本部及び現場指揮所と連携して対外事項及び庶務事項を統括する。</p>
事務指揮所	調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定位置は本事務所の管理課とする。 2. 災害対策本部、現場指揮所等との交信。 (ホットライン・携帯電話・FAX・画像伝送・衛星電話) 3. 必要な情報の所内伝達。 (事務指揮所設置連絡、災害状況・運転状態・対策状況連絡、各課への指示連絡) 4. 本社連絡。 (災害状況の連絡、出荷・生産調整、応援要請等) 5. 運転、設備及び工事状況の把握。 6. 災害状況、防災活動状況等の記録。 7. 情報、資料（関係図面、帳票類を含む）の収集を行うとともに、収集した情報、通信内容を整理し、通報文、広報文及び対外発表文を作成するための情報提供を行う。
	渉外班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定位置は、本事務所の安全環境室とする。 2. 下記の官公署への通報、及び来訪時の対応。 ①消防署 ②警察署 ③海上保安部 ④中部近畿産業保安監督部 ⑤愛知県防災安全局 ⑥知多県民事務所 ⑦労基署 ⑧知多保健所 ⑨知多市環境経済部 ⑩その他官公庁 3. 交通関係機関（警察、名鉄等）への必要な通報。 4. 必要に応じ、相互応援要請及び隣接事業所へ通報を行う。 5. 官公庁来訪時は本事務所にて対応し、現場案内するときは同行する。 6. 統一様式文の作成を行い、本社（製造技術部総括課）及び消防本部へ通報するとともに、事務指揮所の各班へ通知する。 7. 対外発表文（統一見解）の作成を広報班と共同で行う。
	広報班 (広報係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定位置は、本事務所の総務課とする。 2. 報道関係者来所時の対応。（報道関係者来訪時は、正門で警備班から引き継ぎ、現場案内するときは同行する） 3. 市民、漁協組合及び関係団体への通報、広報を行う。 4. 社外からの問い合わせ、苦情の対応を行う。 5. 対外発表文（統一見解）の作成を渉外班と共同で行う。 (マスコミへの広報文・HP広報文) 6. 記者発表の準備。 7. マスコミ（TV・新聞等）情報監視・記録。
	警備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定位置は正門・通用門とする。 2. 警備班の中から1名を事務指揮所に配置し、警備班と事務指揮所の情報伝達を行う。 3. 公設消防機関、社外応援消防車の現場への誘導。 4. 本部旗の設置。 5. 入構者の確認、応対、誘導等。 6. 官庁、報道関係者等については事務指揮所と連携し、渉外班、広報班へ引き継ぐ。 7. 各門（正門、通用門）の入出構者対応。 8. 石炭門の閉止対応（入構禁止措置を取る）。
	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定位置は本事務所の人事課とする。 2. 従業員・協力会社の人員把握（総員、現在員）。 ※総員は課人数のうち出社している人数

班（隊）名	任 務
	<p>※現在員は人員点呼等により確認した人数</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 社員への非常連絡。 (1次2次出動の要請) 4. 負傷者発生時の負傷状態を把握し必要に応じ家族への連絡等。 5. 軽傷者、体調不良者等が発生した場合は保健師を診療所に派遣し必要な処置を行う。 6. 防災活動に必要な資機材の手配及び現場指揮所、各課への搬送・配布。 (熱中症対策用品・飲料水・タープ・衣料品・食料・車両等) 7. 遠隔来訪者・本社出張者・重大人身災害時の家族等の旅館・切符の手配・案内。
現 場 指 揮 所	<p>現場指揮所は、災害対策本部及び事務指揮所と連携して発災現場の防災活動を統括する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場指揮者 現場指揮所全体の把握を行い、防災班との連絡を密にし指揮所全体の活動を適切に行う。また非常呼集の必要の有無を判断する。 なお災害が複数箇所で発生した場合には、必要に応じて各々の現場に指揮所を設置し、代理者を各指揮者に指名して複数の現場指揮所を統括する。 2. 代理者 代理者は、現場指揮所に於て指揮所全体の詳細な状況把握を行い、現場指揮者へ適切な提言・助言を行う。なお、災害が複数箇所で発生した場合には、現場指揮者の指名に基づき、各々の現場指揮所を指揮する。 3. 連絡調整担当 公設消防現場本部指揮下における消防本部と出光との情報伝達を行う。 ※石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令が要求の情報提供者。 4. 防災戦術班 (1) 災害状況や防災活動状況に関する情報を収集し、災害の拡大防止、早期制圧についての戦術を策定して現場指揮者に進言する。 (2) 現場隊、工事隊を指揮する。 5. 指揮所付 (1) 記録 ア. 災害の状況の時間的記録 イ. 気象情報の記録・監視（状況変化時には指揮者に報告） ウ. 防災活動の時間的記録 エ. 対外発表文（統一見解）の作成（事務指揮所と連携） オ. 集結した資機材の記録 カ. その他必要な記録 (2) 写真 災害現場の必要な写真撮影を行う。 (3) ドキュメント対応 広報等に必要の保全経歴・データ等の準備を行う。 (4) ホットライン 事務指揮所とのホットラインにより、必要な指示、情報等の伝達を行う。 放送設備、通信設備の設置、設定を行う。 (5) 無線 防災班・現場指揮所に部署し、必要な無線交信を行う。 (6) 伝令（各隊） 6. 現場指揮所は災害現場の防災活動全般が統制できる適切な位置とし、発災箇所の風上側を基本とし、コールドゾーンエリアに設置する。 7. 公設消防機関及び近隣各社並びに中京地区広域共同防災組織等の応援隊が到着した場合は、所轄消防長と緊密な連絡をとってその指揮を受ける。 なお、公設消防機関への指揮権移譲の際は、(※1)『表-2 及び表-3 補完資料 (3) 連絡調整担当による公設消防現地本部への情報伝達シート』にて報告すること。 8. 次の事項を検討し、災害対策本部へ報告する。 (1) 防災活動範囲（ホットゾーン・ウォームゾーン）の確認・把握 (2) 防災活動中の防災隊及び地域住民の避難の要否

班（隊）名		任 務
		(3) 緊急工事対策 (4) 緊急運転停止及び関係先への影響 (5) 緊急用資材の要否 (6) 防災活動の手段 (7) 防災応援隊の要否 (8) ユーティリティーの状況 (9) 救急の要否 (10) 災害現場周辺の交通規制 9. 災害対策本部へ逐次、次の事項を報告する。 (1) 災害の進行状況及び防災活動範囲 (2) 運転（作業）状況 (3) 防災活動の状況・活動人員及び災害鎮圧の見通し (4) 緊急避難の有無 (5) 関係官庁・取材班・事故調査団等の災害現場立入り状況 (6) 防災応援隊・緊急用資材の到着、使用状況
現場 指 揮 所	防 災 班 (発災現場)	1. 防災班は、発災現場の最前線に位置し、直接防災活動や装置の停止操作等を行う。 ただし、危険と判断されるとき防災班の指揮は、現場指揮所の指示をうけて安全な場所に避難する。 しかし、現場指揮所の指示を受ける余裕のない時はこの限りでない。 2. 防災班は、発災課隊・専任消防隊及び機動隊で編成する。 3. 指揮は、発災課課長並びに I P 警防課長が当たる。 不在の場合には、同係長又は SMS が代行する。 4. 現場指揮所より無線担当 1 名を派遣させ、防災班の無線交信に当たらせる。 5. 発災課隊の伝令は、防災班に所属し災害現場計器室間及び現場指揮所間の伝令に当たる。 6. 発災課隊より 1 名を現場指揮所付として防災戦術班に配置し、運転・設備・防災対応に関するアドバイス、及び公設消防への情報提供に当たる。
	防 災 班 (発災課計器室)	発災課計器室は、災害発生初期の防災活動にあたり、現場指揮所設置後は災害の拡大防止のため、運転（作業）の制御に専従する。 1. 発災課の係長が指揮し、直長又は SMS が補佐する。 2. 発災課計器室を定位置とする。 ただし、当該計器室が危険と判断されるとき、災害現場計器室の指揮は現場指揮所の指示を受けて安全な場所に退避を行う。 しかし現場指揮所の指示を受ける余裕のないときはこの限りでない。 3. 災害発生初期の防災活動 (1) 緊急停止操作 (2) ホットゾーンの確認・把握 (3) 必要な消火（防災）活動 (4) 必要関係先への運転連絡 (5) その他必要なこと 4. 現場指揮所へ逐次、次の事項を報告する。 (1) 運転（作業）の状況及び事後の運転操作 (2) 災害の進行状況及びホットゾーン範囲 (3) 緊急工事の有無 (4) 応援の要否 (5) その他必要なこと
	防 災 班 (専任消防隊)	1. 防災活動 災害発生時直ちに災害現場へ急行し、化学消防車を主体として防災活動にあたる。 2. 消火ポンプ、必要に応じエアフォームステーションの運転を I P 警防課計器室へ要請する。 3. 火災報知機で受報した場合は、一斉指令電話で放送する。 4. 消火用資材等の補充の要否を把握し、現場指揮所に要請する。

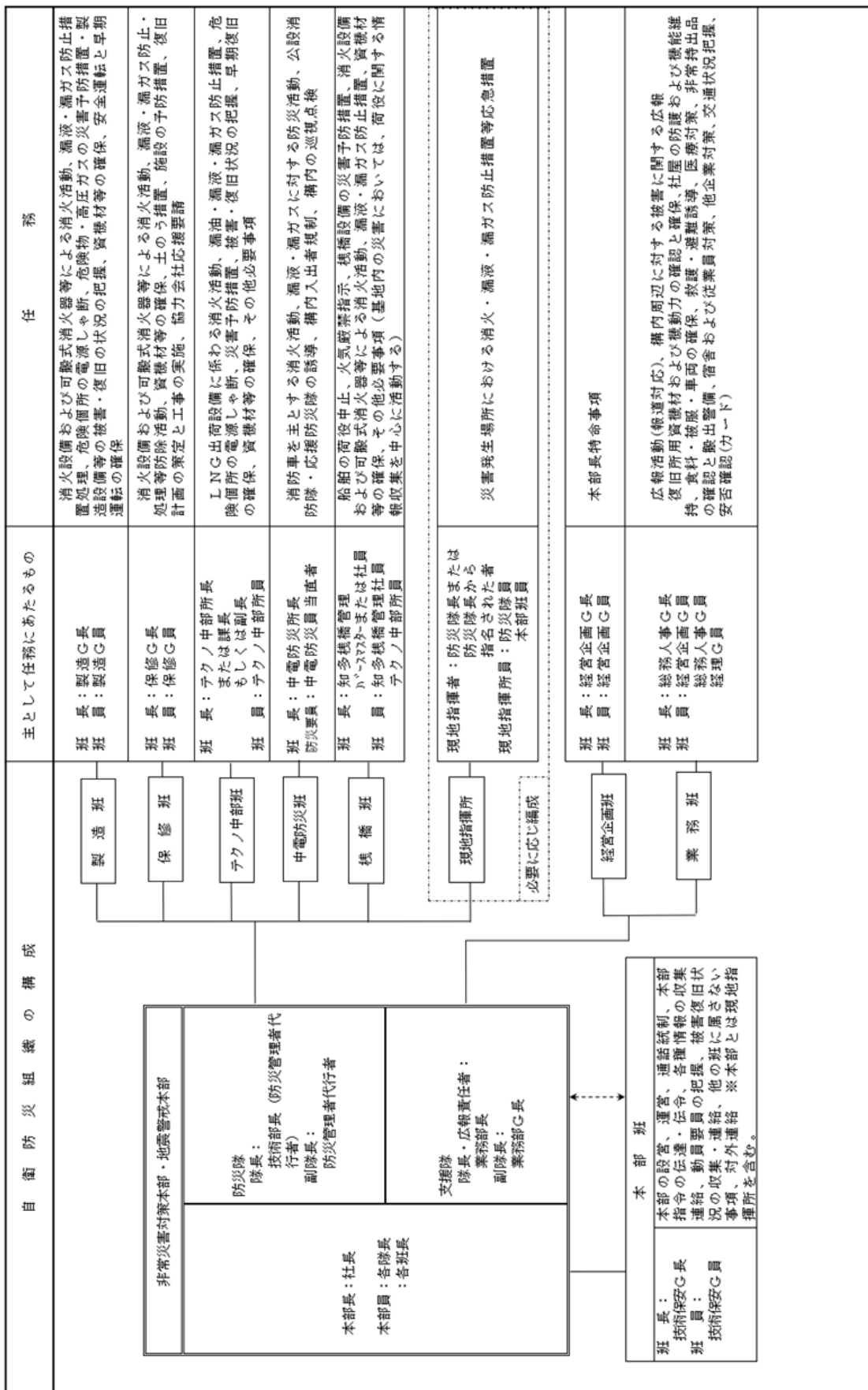
班（隊）名		任 務
現 場 指 揮 所	情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害現場で活動している隊員に必要な情報を流すとともに、渉外班及び広報班と連携をとり、現場案内された関係官公庁、報道関係者への対応を援助する。 2. 情報連絡班より1名を公設消防との連絡調整担当として選任し、情報の伝達を行う。
	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救護班の位置は現場指揮所とする。 2. 負傷者発生時に、救急車到着までの救急処置、救急車までの搬送等の救護活動を行う。 3. 負傷者を救急車にて搬送する際は、同乗者の氏名・連絡先を確認し現場指揮所へ連絡する。 4. その他、(※1)表-21救急処置要領、(※1)表-43愛知製防災活動チェックフローシート確認のこと。
	各隊共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各隊長は、集結した人員及び災害現場で活動している人員の把握を行う。 2. 各課は、所有する空気呼吸器及びガス測定器（毒性・可燃性ガス）を現場指揮所に集結する。 3. 現場指揮所の指示に従い必要な防災活動を行う。 4. 動力課は工業用水、海水の使用量及び電力状況を把握して、逐次現場指揮所へ報告する。
	現場隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現場指揮所の指示により交通誘導を行う。 2. 現場指揮所の指示により防災活動（ガス測定・土嚢設置・消火活動、油回収等）を行う。
	工事隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. ホットラインの布設。 2. 防災活動に係わる仮設工事等の検討、指揮。 3. 防災活動に必要な資機材の調達・手配。 4. 空気呼吸器、ガス検知器、毒性ガス検知器、AEDの各課の集結資機材を把握し員数を現場指揮所に報告する。 5. 防災資機材等の入出庫及び積込作業。 6. 協力会担当者は協力会隊への応援要請、防災活動の指示を行う。 7. 土嚢の運搬・構築の指揮。 8. 大容量泡放射砲要請時は専従補助要員を派遣し、広域共同防災組織の指揮下に入り防災活動を行う。 9. フォークリフトの手配及び資材の運搬を行う。 10. 作業車担当は発生状況に応じ作業車を手配し資材の運搬を行う。
	協力会隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力会隊は常駐協力会社を対象に組織する。 2. 現場への出動は工事隊の協力会担当者の指示で行う。 3. 協力会隊は各社ごとに集結し、人員を工事隊の協力会担当者に報告する。 4. 工事隊の指示により工事隊、現場隊と共に防災活動を行う。

(※1) 詳細は弊所規程の「非常措置基準」に記載。

(ウ) 防災体制の構成・任務

本部長 発電所長 本部長補佐 副所長、運転ユニット長、安全専任			
班 別	班 長	副班長	任 務
本部運営班	管理U長	管理U課長 代理	本部の設営・運営 連絡会議の事務 通話制限 動員要員の把握 西日本支社防災本部との連絡 各種情報の収集・連絡 被害・復旧情報の収集・連絡 本部对外発表資料作成 報道機関対応 对外連絡 避難誘導 他の班に属さない事項
支援班		管理U課長 代理	復旧用資機材および機動力の確認・確保 社屋の防護および機能保持 食料・制服の確保 医療・防疫対策 宿舍・社宅の手配 道路被害復旧状況の把握 その他従業員対策 現金出納 避難誘導
安否確認班			発電所内従業員および発電所を指定事業 所とする従業員の安否確認・救急救護活動 避難誘導
発電班	技術U長	技術U課長 代理 (技管G) (運用G)	復旧計画の策定および復旧 復旧所要人員および所要資機材の把握 発電用燃料の受入および在庫状況の把握 電力設備の予防措置 火災発生時の消火活動 避難誘導
復旧班	保全U長	保全U課長 代理 (機械・電 計)	復旧計画の策定および復旧 復旧所要人員および所要資機材の把握 発電用燃料の受入および在庫状況の把握 電力設備の予防措置 火災発生時の消火活動 避難誘導

ウ 知多エール・エヌ・ジー(株)
(ア)「発災時の体制」(第一次～第三次非常体制・地震警戒体制)における自衛防災隊の構成と任務



(イ) 夜間、休日の体制等

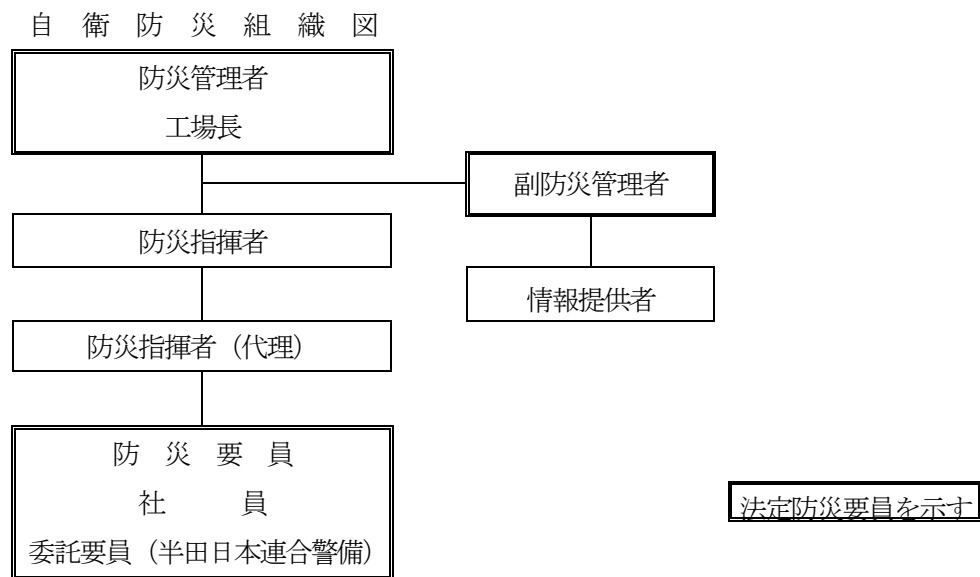
○時間外、休日における自衛防衛隊の構成と任務

構 成		任 務
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 当直長 防災管理者代行者 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 製造班 (CCR当直者) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部等通報 ・ 防災活動 ・ 救出応急手当 ・ 情報収集および連絡 ・ 動員要請、非常体制の確立 ・ その他
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 中電防災班 (当直者) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動 ・ 公設消防隊、応援防災隊の誘導 ・ 構内警備 ・ その他

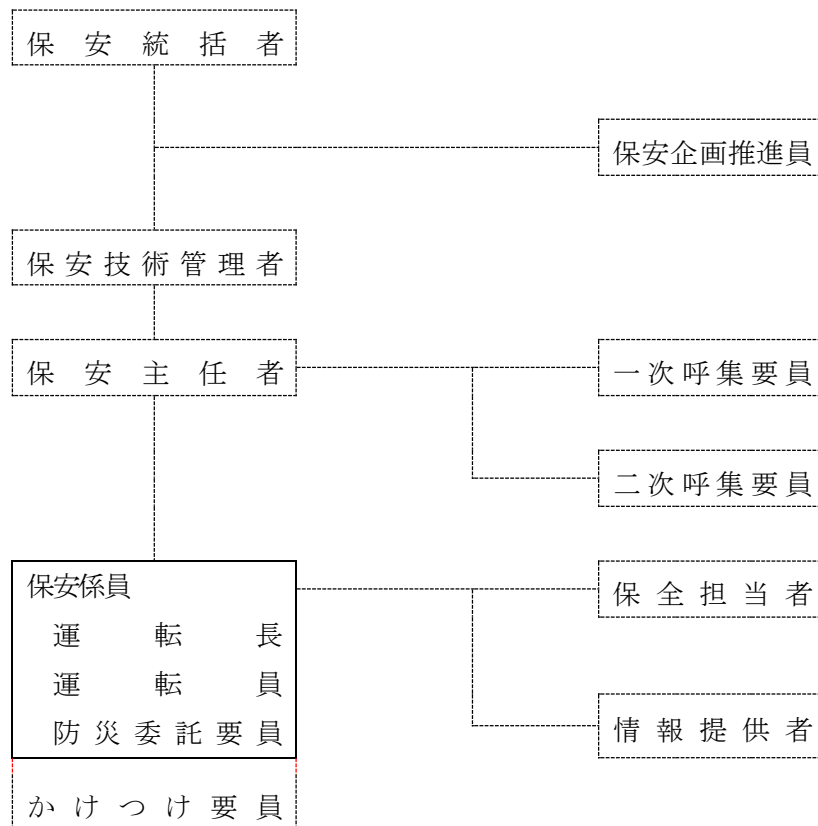
- (注) 1. 当直長（防災管理者代行者）は災害の種類、規模、その他周囲の状況を勘案し通報、防災活動、非常体制動員要請等を行う。
2. 当直長は非常体制における動員者が出社次第速やかに通常時の自衛防災体制に引継ぎを行う。

エ 中部液酸株

(ア) 自衛防災組織図

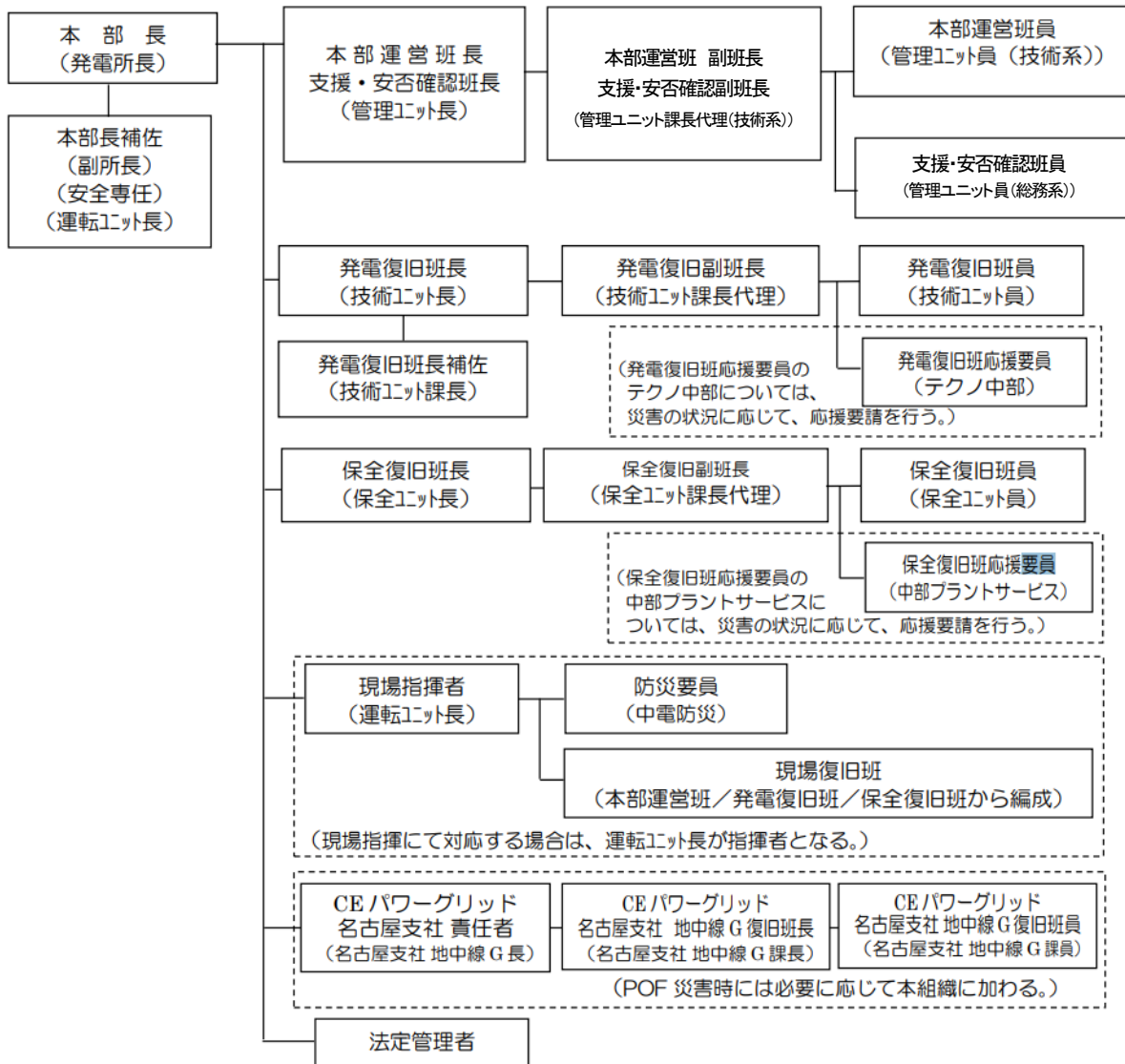


(イ) 夜間及び休日の保安管理体制図



カ 株式会社JERA 知多第二火力発電所
(ア) 自衛防災組織

防災管理者（石炭法）



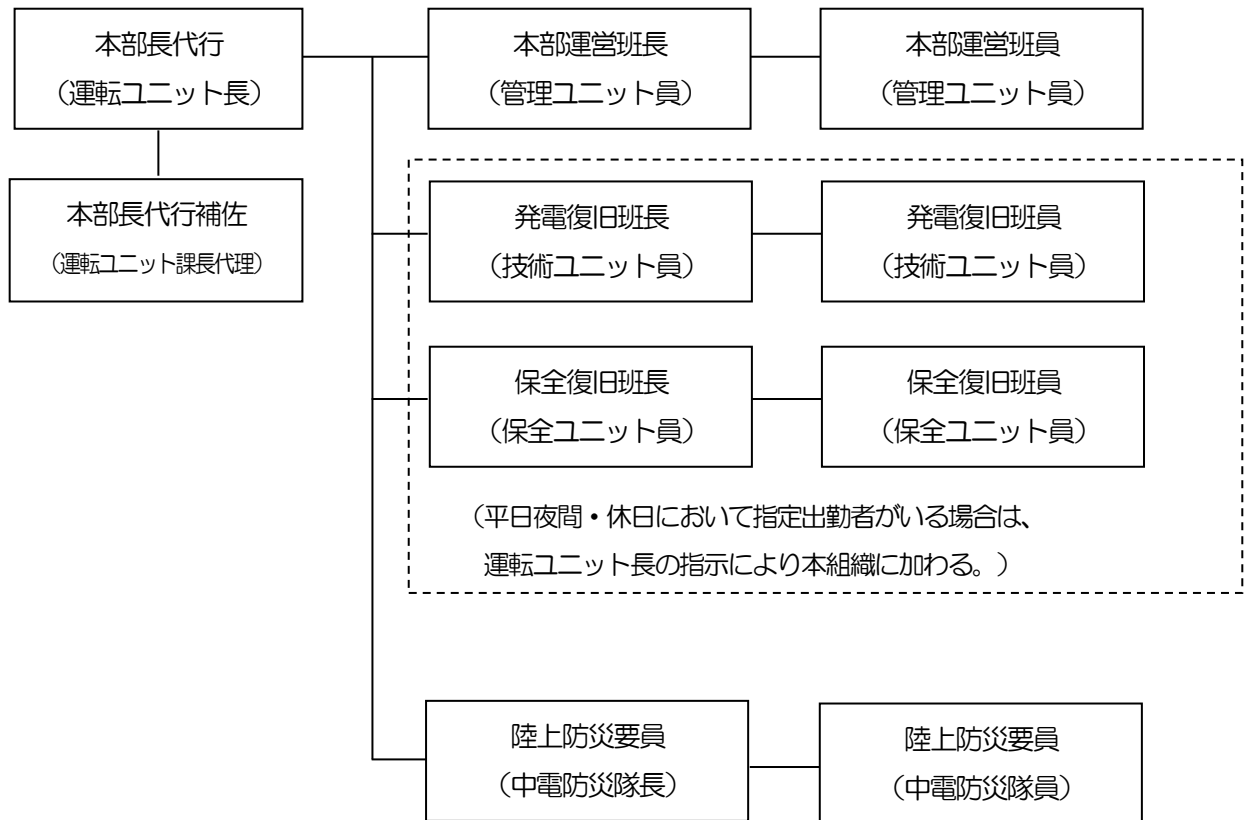
〔兼務態勢における防災態勢の考え方〕

- ① 災害発生時は、原則、事業所に常駐する要員にて対応する。
- ② 災害の大きさ等により必要に応じて、知多火力発電所に応援を要請する。

(イ) 防災体制の構成・任務

本部長 所長 本部長補佐 副所長、安全専任、運転ユニット長			
班 別	班 長	副班長	任 務
本部運営班	管理ユニット長	管理ユニット 課長代理 (技術系)	本部の設営・運営 連絡会議の事務 通話制限 動員要員の把握 西日本支社本部との連絡 発電所近郊の JERA 社員の応援要請 各種情報の収集・連絡 被害・復旧情報の収集・連絡 本部对外発表資料作成 報道機関対応 对外連絡 避難誘導 他の班に属さない事項
支援班			復旧用資機材および機動力の確認・確保 社屋の防護および機能保持 食料・制服の確保 医療・防疫対策 宿舍・社宅の手配 道路被害復旧状況の把握 あんしん判定、 土木設備緊急点検（震度6弱以上） その他従業員対策 現金出納 避難誘導
安否確認班			発電所内従業員の安否確認・救急救護活動 避難誘導
発電復旧班	技術ユニット長	技術ユニット 課長代理 (運用系)	発電設備の運転状況・被害状況の把握 復旧所要人員および所要資機材の把握 発電用燃料の受入および在庫状況の把握 火災発生時の消火活動 本部班、支援・安否確認班の応援 避難誘導
保全復旧班	保全ユニット長	保全ユニット 課長代理 (機械系) (電計系)	復旧計画の策定および復旧 電力設備の予防措置 火災発生時の消火活動 本部班、支援・安否確認班の応援 避難誘導

(ウ) 平日夜間・休日の自衛防災組織（即応体制）

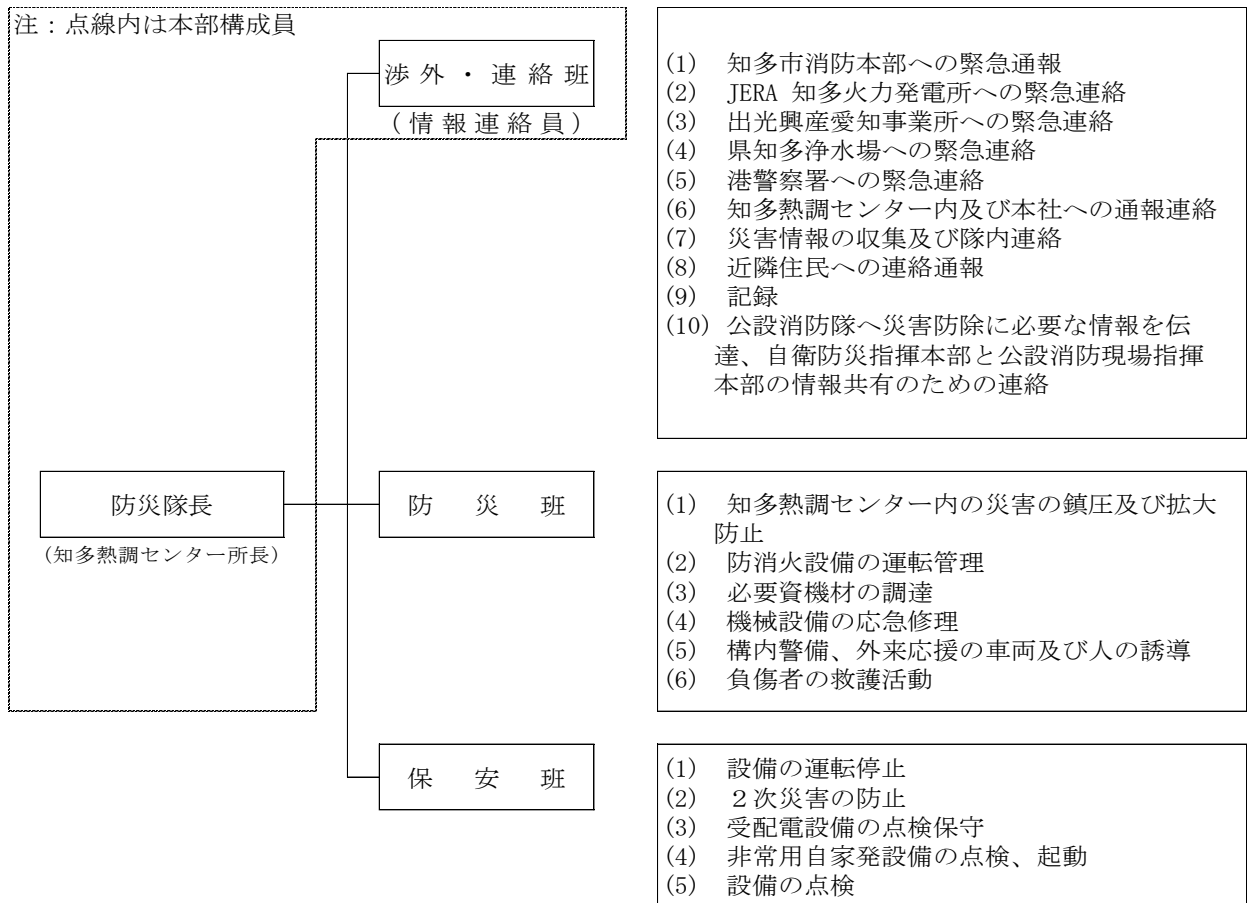


(注)

- 1 運転ユニット長は、災害の発生のおそれまたは発生した場合、防災体制の発令を防災管理者へ具申する。
- 2 運転ユニット長は、本部長を代行し自衛防災組織の統括者として、技術U員・保全U員を指揮し、防災活動を行う。なお、防災管理者が入社後は、本部長を引継ぎ、本部長を補佐する。
- 3 運転ユニットは、防災活動に従事する活動要員を予め任命しておく。

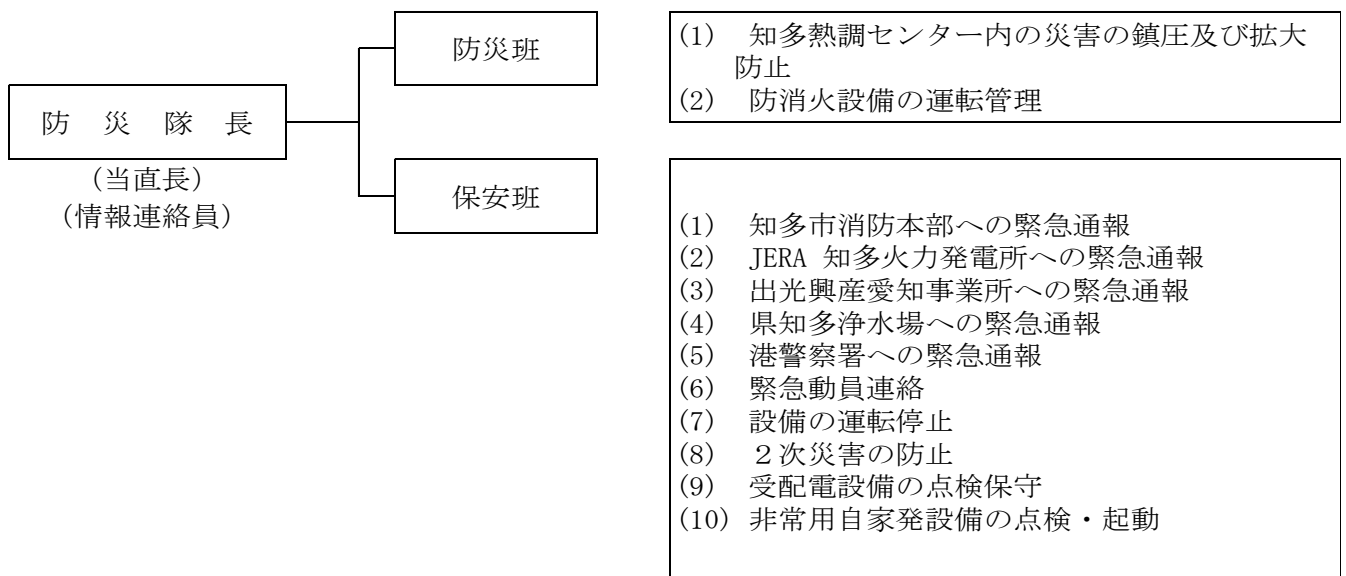
キ 東邦瓦斯(株)知多熱調センター

自衛防災組織の編成及び任務

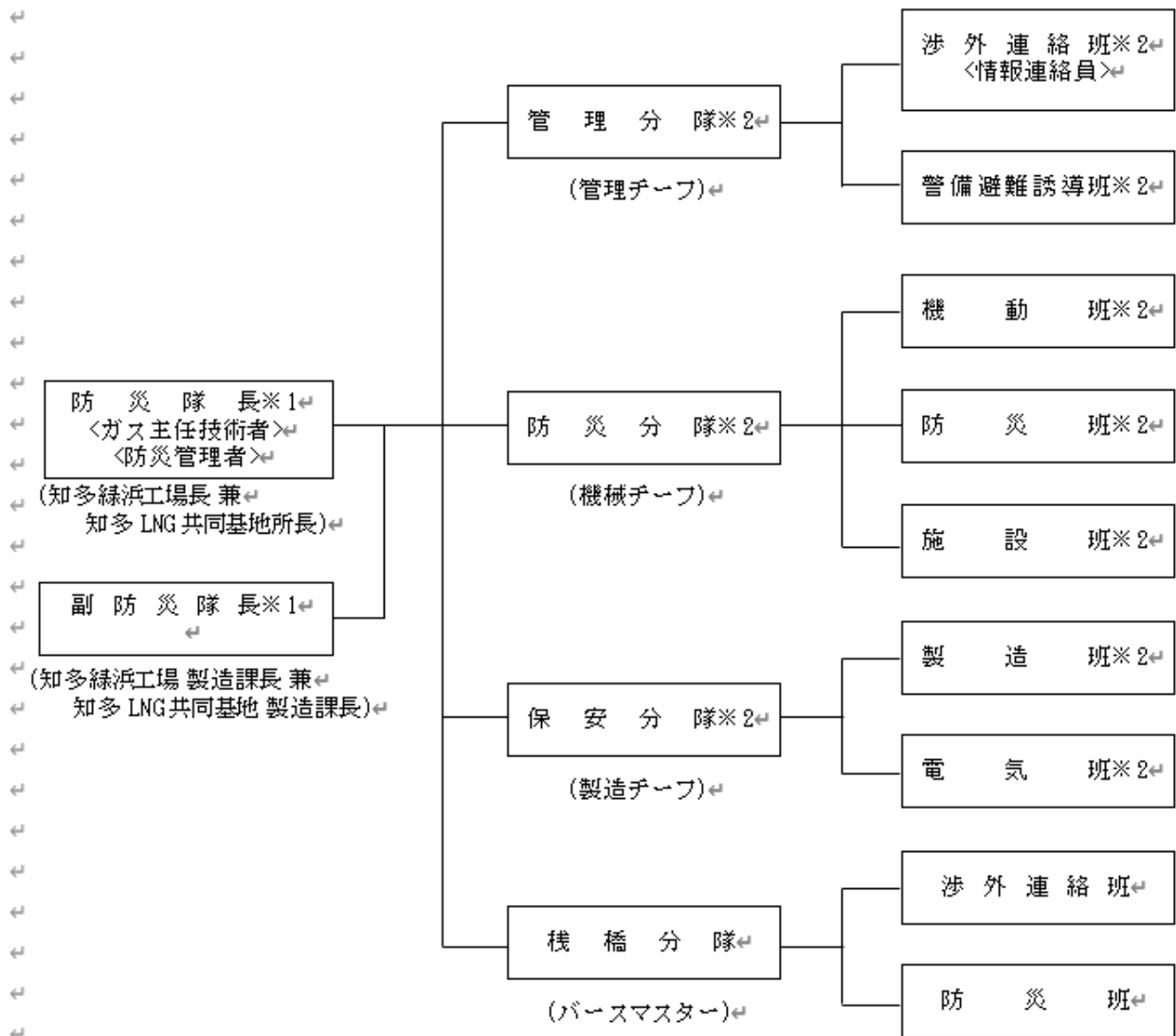


【休日・夜間の初期体制】

休日、夜間の初期体制は、下記の通りとし、動員者の到着状況に応じて速やかに上記の体制に移行する。



ク 東邦瓦斯株知多緑浜工場
(ア) 自衛防災組織



[夜間・休日の初期編成]

夜間、休日の初動体制は下記のとおりとし、動員者の到着状況に応じて速やかに上記の体制へ移行する。



※1 知多緑浜工場に常駐。

※2 各事業所（知多緑浜工場・知多 LNG 共同基地）に常駐。

（イ）各班の所掌業務

班 名	所 掌 業 務
渉外連絡班 （情報連絡員）	知多市消防本部への緊急連絡通報、工場内及び本社への連絡通報、災害情報の収集、組織内の相互連絡、近隣住民への広報、関係諸官庁への連絡事項（情報連絡員） 公設消防隊へ災害防除に必要な情報を伝達、自衛防災指揮本部と公設消防現場指揮本部の情報共有のための連絡
警備避難誘導班	構内警備、公設消防隊及び救急車等の外来応援者の誘導、交通整理、負傷者の救護、見学者等外来者の避難誘導
機 動 班	消防自動車による災害の鎮圧及び拡大防止
防 災 班	構内の災害鎮圧及び拡大防止
施 設 班	必要資機材の調達、設備の応急修理、防災班への応援
製 造 班	設備の運転・停止、2次災害防止（関連事業所との連携）
電 気 班	自家発点検・起動、電源処置及び感電防止、電気設備の応急修理
防災班（棧橋分隊）	棧橋の災害鎮圧及び拡大防止

（夜間、休日初期編成）

班 名	所 掌 業 務
防 災 班 （情報連絡員代理）	構内の災害鎮圧及び拡大防止
保 安 班	知多市消防本部への緊急連絡通報、緊急動員連絡装置の起動、設備の運転・停止、2次災害防止、自家発点検・起動、電源処置及び感電防止、電気設備の応急修理

3 協議会

- (1) 協議会名 知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会
 (2) 設 置 昭和48年4月25日
 昭和50年12月17日（石油コンビナート等特別防災区域協議会として発足）
 (3) 構成事業所 知多市臨海工業地帯所在企業 35社37事業所

会 社 名		会 社 名	
1	出光興産(株)愛知事業所	18	東洋グレーンターミナル(株)
2	(株)JERA 知多火力発電所	19	全農サイロ(株)東海支店
3	(株)JERA 知多第二火力発電所	20	J A東日本くみあい飼料(株)知多工場
4	東邦瓦斯(株)知多製造部 東邦瓦斯(株)知多熱調センター 東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地 東邦瓦斯(株)知多緑浜工場	21	名古屋埠頭サイロ(株)南三区事業所
		22	日清製粉(株)知多工場
		23	フィード・ワン(株)知多工場
		24	日本農産工業(株)知多工場
5	オオノ開発(株)知多事業所	25	物産フードサイエンス(株)名古屋工場
6	サントリー知多蒸溜所(株)	26	名港海運(株)南部事業所
7	サンエイ糖化(株)本社工場	27	伊勢湾シーバース(株)
8	中部液酸(株)	28	布袋食糧(株)知多工場
9	王子コーンスターチ(株)名古屋工場	29	中部飼料(株)本社工場
10	(株)知多共同輸送センター	30	太田油脂(株)名南工場
11	セントラル製粉(株)	31	知多エル・エヌ・ジー(株)
12	日清丸紅飼料(株)知多工場	32	知多炭酸(株)本社工場
13	中部資材(株)南部サービスセンター	33	三昭(株)名古屋支店知多事業所
14	日東富士製粉(株)名古屋工場	34	名南共同エネルギー(株)
15	知多埠頭(株)	35	大同特殊鋼(株)鋼材生産本部知多第2工場
16	(株)LIXIL知多工場		
17	(株)ニヤクコーポレーション 中部支店知多事業所		

(4) 事務局 (株)JERA 知多火力発電所（2023年4月23日から）

- (5) 役員
 会長 1名
 副会長 2名
 理事 4名
 監事 2名
 顧問 3名

第3 応援協力体制

1 国の機関と知多市との協定

協 定 名	協 定 機 関	協 定 年 月 日
名古屋海上保安本部と知多市消防本部との業務協定	名古屋海上保安部	昭和47年3月1日

2 知多市と他市町村等との協定

協 定 名	協 定 機 関	協 定 年 月 日
知多地域消防相互応援協定	半田市、常滑市、東海市、大府市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合	昭和51年1月1日
知多地域災害時相互応援協定	半田市、常滑市、東海市、大府市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	平成27年3月26日
愛知県内広域消防相互応援協定	24市2町8組合	平成15年4月1日
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県 38市14町2村8組合	令和4年4月1日
災害時における相互応援に関する協定	大阪府泉大津市	平成10年10月23日
知多市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定	福島県南相馬市	平成25年7月29日
夜間照明施設の保管に関する協定	愛知県	令和2年2月1日
中部国際空港消防相互応援協定	名古屋市、東海市、大府市、常滑市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合	平成16年9月30日
全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定	水戸市、安中市、越生町、青梅市、小田原市、熱海市、奈良市、みなべ町、湯河原町、太宰府市、伊豆市	平成29年4月3日
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	全国56市町	平成23年7月12日
全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定	七ヶ浜町、袖ヶ浦町、上越市、坂出市、神栖市、新潟市、聖籠町、川越町、中城村	平成30年5月22日

3 市と事業所間及び事業所間の協定

組織・協定等の名称	設置・締結年月日	対象機関の数	備考
○知多市臨海工業地帯における知多市消防本部及び企業間の防災相互援助協定	平成21年9月30日	36	
○災害防止協定	昭和48年11月5日	2	知多市－出光興産(株)
	昭和50年5月8日	4	知多市－東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地 中部電力(株) (現(株)JERA) 東邦瓦斯(株)
	〃	2	知多市－中部電力(株) (現(株)JERA)
	〃	2	知多市－東邦瓦斯(株)
	昭和55年4月23日	2	知多市－知多エル・エヌ・ジー(株)
	昭和55年12月23日	2	知多市－中部電力(株) (現(株)JERA)
	平成6年6月28日	2	知多市－東邦瓦斯(株)

4 協議会間の応援協定

協定名	協定機関	協定年月日
名古屋港臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内協議会相互応援協定	東海市臨海工業地帯保安連絡協議会	平成10年4月30日
	知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会	
	名古屋市域石油コンビナート等特別防災区域協議会	

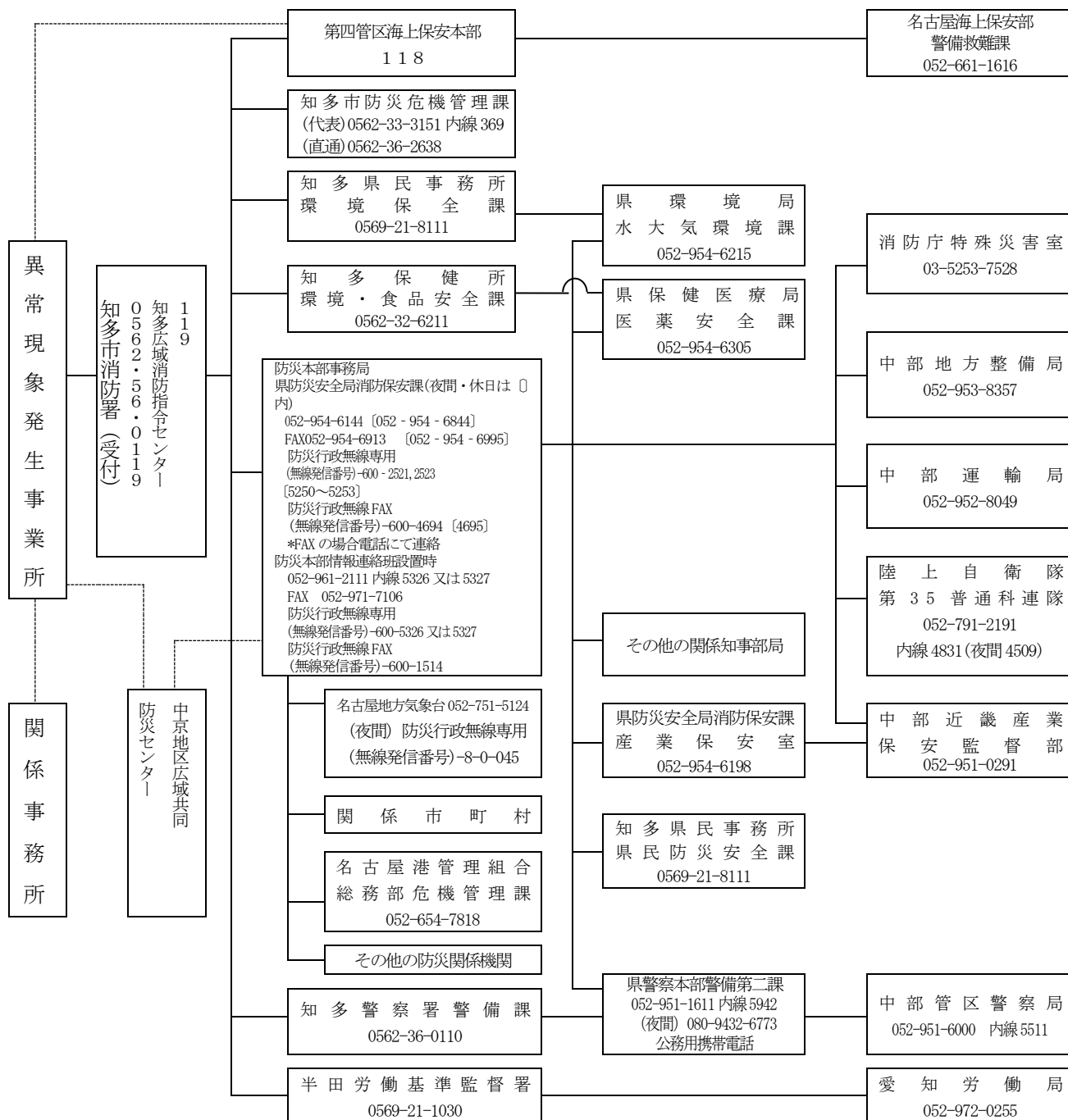
第2節 通報連絡体制

第1 通報系統

1 非常通報の通報系統

- (1) 異常現象発生事業所は、法第23条第1項に基づき消防署に通報するほか、関係事務所に連絡するものとする。なお、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部救難課運用司令センター(118)にも通報するものとする。また、屋外タンク貯蔵所において、直径34メートル以上の浮き屋根式タンクに全面火災発生のおそれがあるときは、中京地区広域共同防災センターにも通報する。
- (2) 消防署は、特定事業所から前項の通報を受けた場合は、速やかに総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式(特定の事故)」により図-2「非常通報の通報系統図」に示された関係各機関に通報する。なお、第1通報後、通報内容に変動が生じた場合は、適宜第2報以降を通報するものとする。

図-2 非常通報の通報系統図



2 気象情報等の伝達系統

気象情報等は、次に定めるところにより、必要に応じ住民、特定事業所及び船舶等に伝達するものとする。

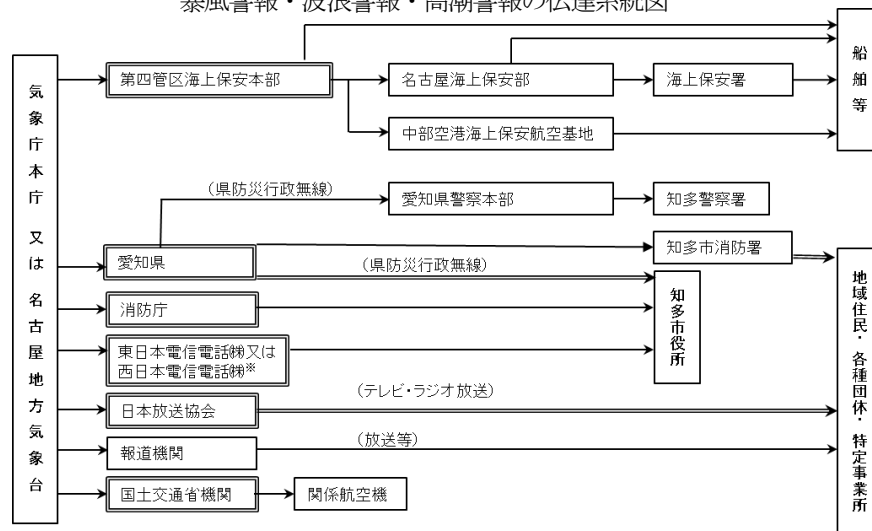
(1) 気象情報等の種類

大雨特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報、大雨警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報

(2) 伝達系統

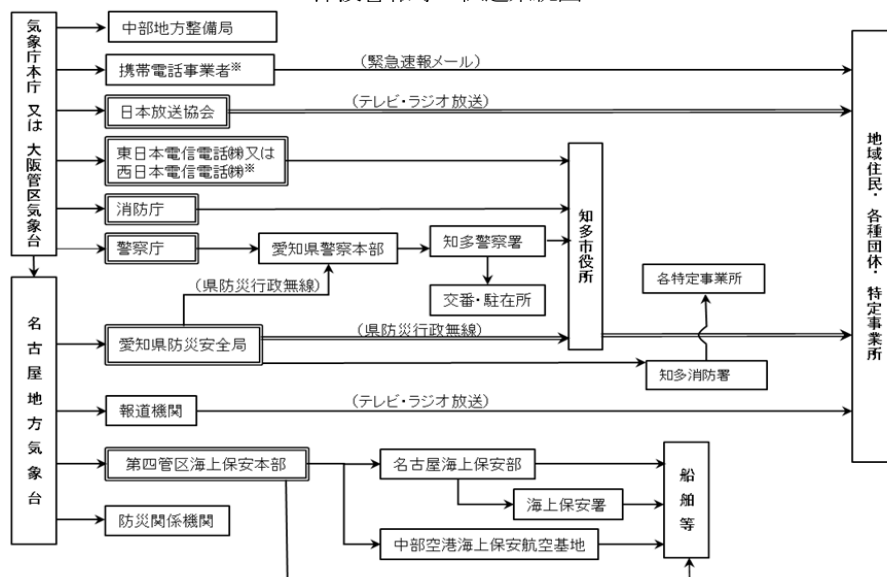
気象情報等の伝達系統は次のとおりとする。

大雨特別警報・暴風特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨警報・暴風警報・波浪警報・高潮警報の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波警報等の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
注) 津波警報等とは、大津波警報、津波警報、津波注意報、南海トラフ地震に関連する情報。
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 情報の収集及び伝達

1 収集及び伝達の方法

(1) 特定事業所

発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等について、総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式(特定の事故)」により市消防署へ報告する。

(2) 市消防署

災害発生事業所からの情報及び自ら収集した情報を図-2 非常通報の通報系統図により関係各機関に伝達する。（現地本部が設置されている場合は同本部事務局総務係）

(3) その他の防災関係機関

市消防署以外の各防災関係機関は、各々その組織を通じて所掌する防災活動の内容等の情報収集に努めるとともに、収集した情報を防災本部事務局（現地本部が設置されている場合は同本部事務局総務係）に伝達する。

2 情報の伝達時期及び内容

(1) 災害発生の直後

災害応急対策の実施状況と今後の実施予定

(2) 災害応急対策の実施中

ア 災害の状況

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 今後予想される災害の態様

エ 今後必要とされる対策

オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

カ その他必要な事項

(3) 災害応急対策の完了後

災害応急対策状況の全般に関する事項

3 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち、最も迅速な方法で実施するものとし、方法等については知多市地域防災計画第3編第2章を準用する。

4 報告書の提出

(1) 特定事業所の通報義務者は、当該特定事業所における事故について、総論編掲載の様式1「石油コンビナート等災害防止法関係事故報告書」（正本1通、副本2通）により、事故発生から10日以内に市長に報告するものとする。

(2) (1)による報告書の提出を受けた市長は、副本1通を(3)に定める事故報告に添付して県に提出するものとする。この場合、次の事項に関する意見を添付する。

ア 現行法令、基準類に対する意見

イ 実験研究を要すると思われる事項

ウ 経済産業省、総務省消防庁に対する要望

エ その他市長が必要と認める事項

(3) 市長は、特定事業所における事故について総論編掲載の様式2「事故報告」を事故発生月の翌月の15日までに防災本部事務局長宛てに提出するものとする。

第3 災害広報

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 知多市
- (3) 防災関係機関

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

特別防災区域内の各事業所は、災害が拡大するおそれがある場合、現地本部へ通報するとともに、広報班を編成し事業所所有の広報車を利用して、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(2) 市の措置

災害発生事業所から通報を受け、特別防災区域周辺の住民に対し、重大な影響を及ぼすおそれがあると判断する場合には、企画部広報班に対して総論編第6章第5節「災害広報」が迅速かつ適切に行われるよう取り計らうものとする。また、この場合、報道機関の行う取材活動に積極的に協力するものとする。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、それぞれ得た情報及び関係機関から得た情報を必要に応じ所有の広報手段をもって地域住民等に周知するものとする。

第3節 救出救護

1 実施機関

区 分	機 関 名
救 出	1 知多市（消防部警防班） 2 県警察（知多警察署） 3 名古屋海上保安部
救 急 搬 送	1 知多市（消防部警防班） 2 県警察（知多警察署） 3 名古屋海上保安部
医 療 救 護	1 知多市（健康文化部救護班） 2 その他防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

(1) 市、県警察、名古屋海上保安部の措置

区 分	市	県 警 察 (知多警察署)	名 古 屋 海 上 保 安 部
救 出	災害により生命・身体が危険となった者を早急に救出する。	市及び関係機関と緊密な連携のもとに救出を行う。	市及び県警察と連携して被災者の救出を行う。
救 急 搬 送	傷病者に対して応急手当を施すとともに医療救護機関へ搬送する。	負傷者については医療機関（医療救護所を含む）に収容する。	救出した被災者のうち負傷者等医療救護を要する者については、市及び県警察と緊密な連携のもとに医療機関（医療救護所を含む。）に収容する。
医 療 救 護	避難所及び災害現場において、被災傷病者に対して、応急医療を実施するとともに必要に応じ医療救護所を開設し、医療救護に当たるものとする。また、被災傷病者に対する医療救護の実施が困難な場合は、指定救急病院へ搬送する。		医療機関等より応援の要請を受けた名古屋海上保安部は積極的に、その業務に協力する。

(2) その他の防災関係機関及び特定事業所等の措置

ア 県は、市から要請があった場合、災害対策本部の指示により、必要な医療救護班の編成を災害拠点病院、日本赤十字社愛知県支部及び県医師会に要請し、出動する。

さらに、医療及び助産の確保を必要とする場合は、自衛隊、国立病院機構又は他県に対して応援を要請する。

イ 日本赤十字社愛知県支部、県医師会及び国立病院機構は、県から応援要請を受けたとき、又は必要があると認めるときは、必要な医療救護を実施する。

ウ 特定事業所等は、応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

3 応援協力関係

市長は、救出救護等について、あらかじめ知多郡医師会知多市医師団等と協議しておくものとするが、現地本部のみでは救出救護の実施が困難と判断した場合は、防災本部等関係機関へ応援について要請するものとする。

第4節 避難

1 実施機関

- (1) 知多市（福祉子ども部福祉班、消防部警防班）
- (2) 県警察（知多警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 避難場所及び避難誘導の実施分担については、次のとおりとする。

避難場所一覧表

市町村名	避難地区名	施設名	所在地	収容可能人員(人)	施設の種類	炊事施設の有無	寝具類(式)	からの距離(m)	電話番号
知多市	八幡地区	市民体育館	知多市緑町5	2,091	鉄筋2階建	—	—	350	0562 33-3361
	新知地区	新知小学校 体育館	知多市新知 字廻間1	383	鉄筋1階建	—	—	700	0562 55-3126
	長浦地区	知多中学校 体育館	知多市日長 字原山160	778	鉄筋1階建	—	—	900	0562 55-3449
	日長地区	旭北小学校 体育館	知多市日長 字白山50	365	鉄筋1階建	—	—	900	0562 55-1444
	新舞子地区	旭まちづくり センター	知多市新舞子 字大口46	314	鉄筋3階建	—	—	1,500	0569 42-1114

避難誘導の実施分担

施設名	誘導	避難所
市民体育館 新知小学校体育館 知多中学校体育館 旭北小学校体育館 旭まちづくりセンター	消防部警防班 知多警察署	福祉子ども部福祉班

イ 避難路

避難路は図-3「避難路及び緊急輸送路図」のとおりで定める。

(2) 県警察（知多警察署）の措置

ア 避難の指示

(ア) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、特にその必要があると認められる事態において、市長が立退きを指示することができないと認めるとき又は市長からの要求があったときは、自ら立退きを指示する。なお、この措置をとったときは、直ちに市長に通知する。

(イ) 災害で危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために、避難させる等必要な措置をとる。

イ 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、市と緊密な連絡のもとに現場の状況に応じ交通規制を実施するなど、避難を容易にするように努め、可能な限り市の定める避難場所に誘導する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

ア 名古屋海上保安部長は、避難のため必要と認めるときは、現場周辺の海域における船舶の航行を制限し、若しくは禁止する。また、必要と認めるときは、巡視艇により避難の誘導を行う。

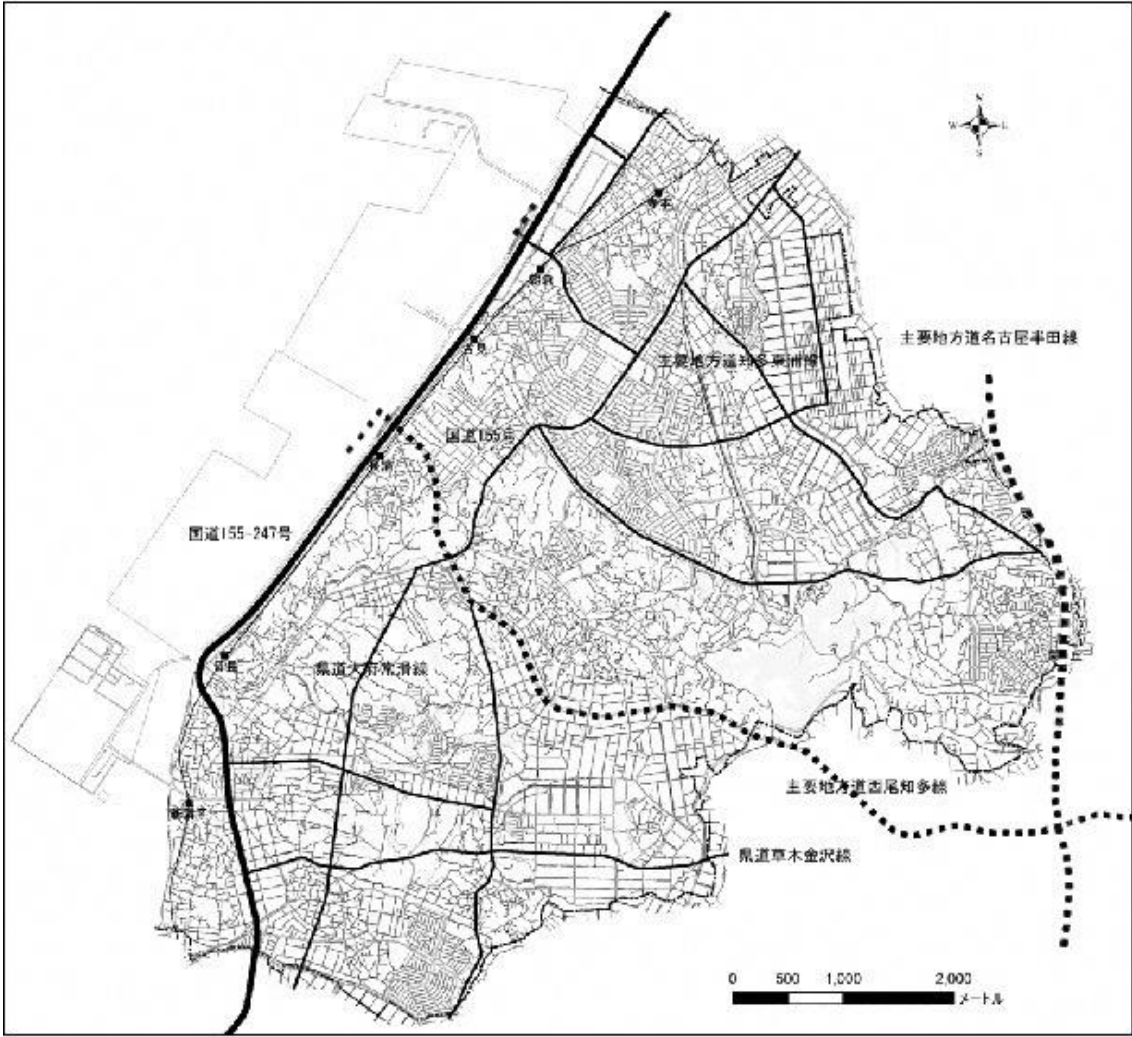
イ 市長又は防災本部長から応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

ウ 状況により名古屋海上保安部長は、他部署からの派遣を要請する。

3 応援協力関係

現地本部は必要に応じて消防団に対し避難誘導の実施を指示するとともに単独では処理できないと判断した場合は、県及び防災関係機関に応援出動の要請をし、その協力を得るものとする。

図一3 避難路及び緊急輸送路図



凡例

- 第1次緊急輸送道路・くしの歯ルート
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路（市の緊急輸送道路）
- 市の境界

第5節 警 戒 警 備

1 実施機関

- (1) 知多市（消防部警防班）
- (2) 県警察（知多警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 市の措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特別防災区域及びその周辺における人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

また、警戒警備の実施にあたっては、関係警察署及び防災関係機関と協力して行うものとする。

(2) 県警察（知多警察署）の措置

ア 警察署長は、市長（消防長等）の要求があった場合、この要求に基づき警戒区域を設定する。

前記設定権者が現場にいないときは、災害の規模により図-4「交通規制計画」の各第1次～第2次規制地域を基準として必要な警戒区域を設定する。

イ 警戒区域の設定にあたっては、地域住民の安全と関係機関の救助活動等応急措置の円滑な実施を図るように努める。

ウ 警戒線は、立看板、ロープ、赤旗、赤色灯等の資機材を活用して設定し、住民に徹底する。

エ 警戒線及びその周辺には、必要な要員を配置して立入禁止等の措置をし、群衆整理を行う。

オ 警戒区域内及びその周辺の警らを強化し、危険防止と各種犯罪の予防・取締りを行う。

(3) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部長は、災害の発生、又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域に設定し、船舶の航行制限など必要な措置を行う。

第6節 緊急輸送

1 実施機関

- (1) 知多市（企画部企画政策班）
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 中京地区広域共同防災協議会
- (4) その他の防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 市は、必要な場合、ただちに泡消火薬剤、土のう、油吸着剤等の災害応急対策用資機材の応援が求められるように、あらかじめ必要な輸送力の確保に努めるものとする。

イ 緊急輸送の必要が生じた場合は、市所有の車両等を最大限に活用し、また図-3「避難路及び緊急輸送路図」に定める緊急輸送路を利用するなど最も適切な方法で輸送するものとする。

(2) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部は、巡視艇により災害対策要員及び必要資機材の輸送に当たる。

なお、状況により名古屋海上保安部長は他部署からの派遣を要請する。

(3) 中京地区広域共同防災協議会の措置

ア 中京地区広域共同防災協議会は、災害発生事業所から大容量泡放射システムの搬送の要請を受けたときは、タンク火災時における消火用資機材の緊急輸送に関する協定書に基づき、輸送車両を調達し出動体制の準備を講ずることとする。

イ 防災本部に対し大容量泡放射システムの搬送を行う旨の連絡をするとともに、警防計画に基づき大容量泡放射システムの搬送に当たる。

なお、警防計画を変更しようとするときは、あらかじめ防災本部と調整するよう努めることとする。

ウ 中京地区広域共同防災センターは、大容量泡放射システムの積み込み及び搬送作業に必要な要員の手配を行うとともに、防災本部及び防災関係機関から輸送に関する情報収集を行う。

事業所名	車両数	運搬経路	
出光興産(株)愛知事業所(南浜地区) (愛知県知多市南浜町11番地)	台	経路1(高速道路使用) 46.4km、58分	
		配置場所 ⇒ (四日市市楠町)	国道23号⇒みえ川越IC⇒伊勢湾岸自動車道⇒東海IC⇒国道247号(西知多産業道路) 国道155号⇒長浦IC⇒市道(名港サービス道路)⇒目的地
	27	経路2(一般道使用) 51.0km、1時間28分	
		配置場所 ⇒ (四日市市楠町)	国道23号⇒竜宮IC⇒県道55号⇒新宝町交差点⇒国道247号(西知多産業道路) 国道155号⇒長浦IC⇒市道(名港サービス道路)⇒目的地

事業所名	車輛数	運搬経路	
出光興産(株)愛知事業所(北浜地区) (愛知県知多市北浜町25番地)	台	経路1（高速道路使用） 44.4 km、55分	
		配置場所 ⇒ (四日市市楠町)	国道23号⇒みえ川越IC⇒伊勢湾岸自動車道⇒東海IC⇒国道247号(西知多産業道路) 国道155号⇒朝倉IC⇒市道(名港サービス道路)⇒目的地
	27	経路2（一般道使用） 51.0 km、1時間17分	
		配置場所 ⇒ (四日市市楠町)	国道23号⇒竜宮IC⇒県道55号⇒新宝町交差点⇒国道247号(西知多産業道路) 国道155号⇒長浦IC⇒市道(名港サービス道路)⇒目的地

(4) その他の防災関係機関及び特定事業所の措置

その他の防災関係機関及び特定事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

市は、緊急時に車両不足とならないように特定事業所との間に応援協力関係を締結しておくものとする。また、輸送力に不足を生じた場合は、県及び防災関係機関に対し、応援の要請を行うものとする。

第7節 交通規制

1 実施機関

- (1) 道路管理者
- (2) 県警察(知多警察署等)
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損、決壊等により交通が危険であると認められる場合、又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 県警察（知多警察署等）の措置

ア 規制の方法

県警察（知多警察署等）は、発生した災害の規模に応じ、図－4「交通規制計画」により、必要な交通規制を実施する。

イ 標識の設置

交通規制を行う場合は、必要なところに規制内容を表示した標識を設置する。ただし緊急を要するため標識の設置が困難なときは、現場警察官の指示、その他適宜の方法により、通行の禁止、制限等の規制を実施したことを明示する。

ウ 広報

交通規制の広報については、立看板、案内板、広報車等の活用を図るほかラジオ、テレビ等の積極的な協力を得て実施する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

ア 規制の方法

名古屋海上保安部長は災害発生海域及びその周辺地域における船舶交通の安全を確保するため必要があるときは、危険海域を設定し危険海域内の船舶に対し、その海域から退去を、あるいはその海域に進入してくる船舶の進入禁止等を命ずる。

また、災害応急対策活動の遂行上支障のある海域を航泊禁止区域とするほか付近船舶に対し、う回航路を設定又は速力制限を行い、防災活動を阻害しないよう措置する。

イ 標識の設置








交通規制海域を明示するため浮標等の標識を設置する。

ウ 広報

交通規制海域を設定した場合、現場においては巡視船艇により航行船舶等に周知するとともに、その旨を緊急通信、安全通信、港長公示等によるほか報道関係への協力要請により周知徹底する。

図－４ 交通規制計画

凡 例

記号	内容
	特 別 防 災 区 域
	緊 急 交 通 路
	規 制 路 線 及 び 番 号
	規 制 地 域
	要 員 配 置 地 点 及 び 番 号 規 制 地 点 整 理 地 点
	う 回 路
	警 察 署

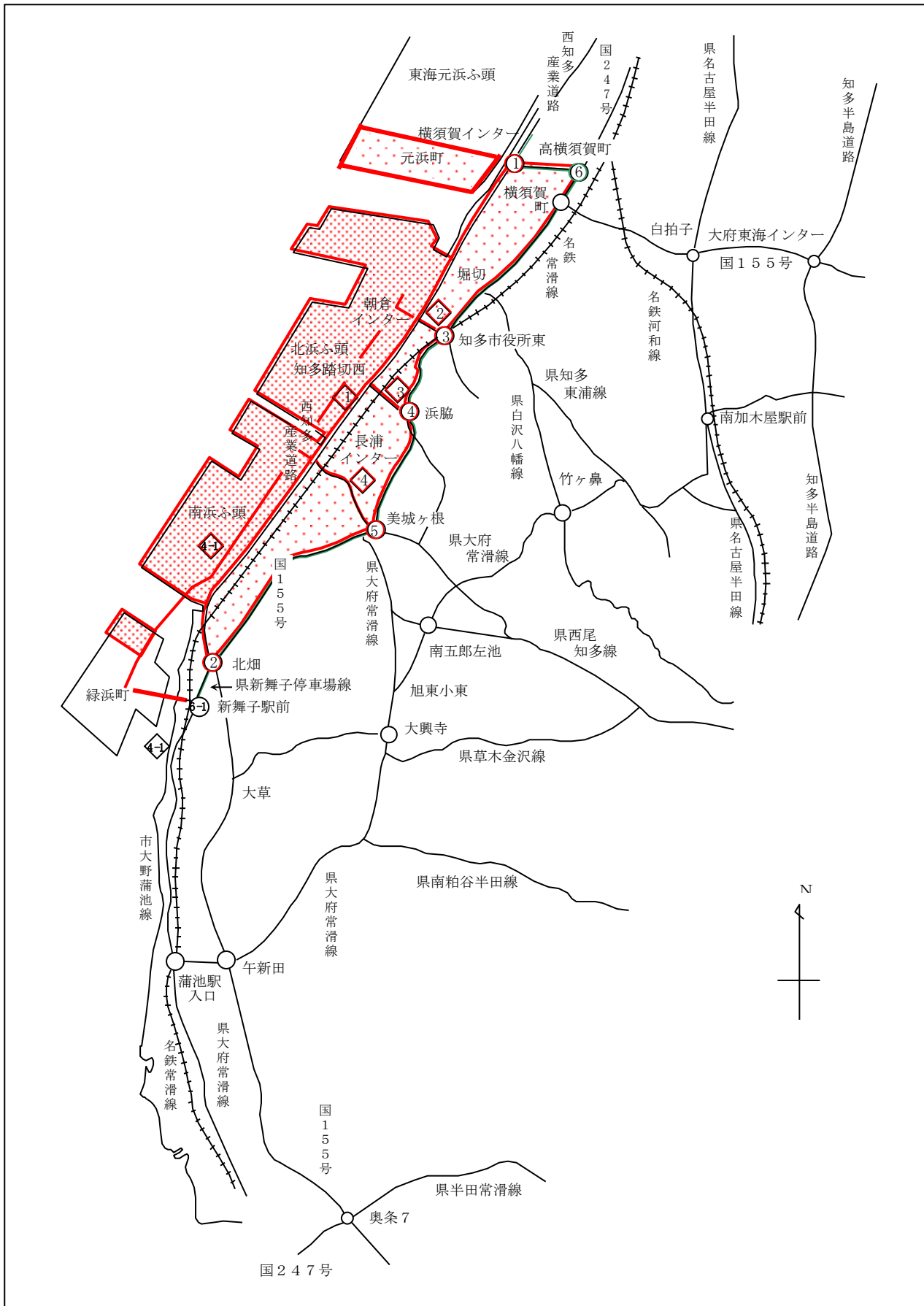
規制の区分

区 分	内 容
第1次規制	事故発生直後において実施する。
第2次規制	災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、 規制路線（地域）を拡大強化する。

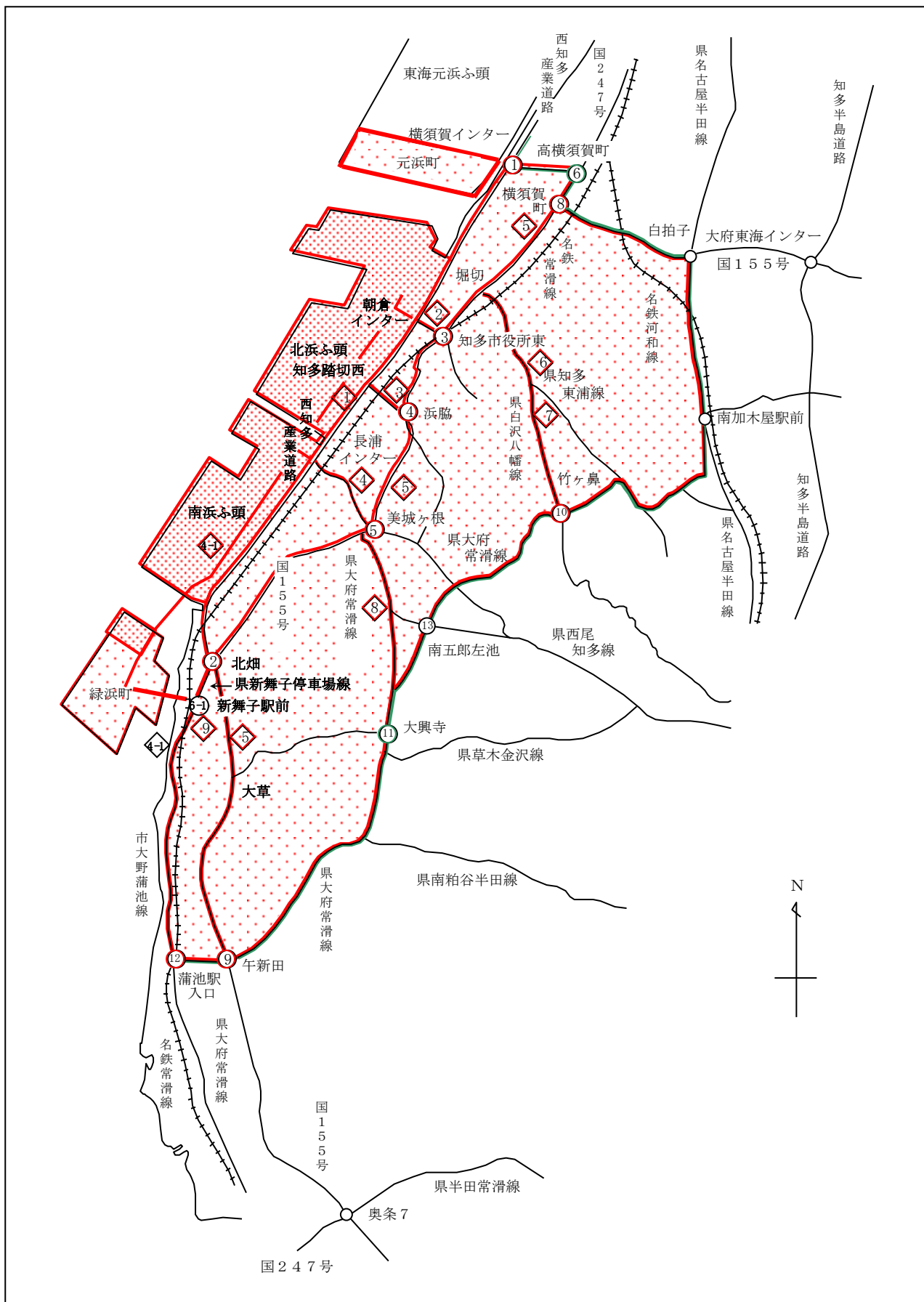
北浜ふ頭、南浜ふ頭の交通規制計画

区域別	規制別	区分	交通規制路線（区域）	要員配置地点																											
				番号	署別	地点（交差点）名	規制内容																								
名古屋 古屋港 臨海地区	知多市・北浜ふ頭・南浜ふ頭	第1次規制	<p>① 国155号及び② 県新舞子停車場線の以西地域への一般車両の進入を禁止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>① 国155号 (西知多産業道路)</td> <td>横須賀インター ～北畑</td> <td>8.0 km</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>② 市朝倉線</td> <td>知多市役所東～ 朝倉インター</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>③ 県古見停車場線</td> <td>浜脇～古見駅西</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>④ 県西尾知多線</td> <td>美城ケ根～ 長浦インター</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>⑤ 市北浜金沢線</td> <td>北浜～新舞子駅前</td> <td>8.4</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区間	距	①	① 国155号 (西知多産業道路)	横須賀インター ～北畑	8.0 km	②	② 市朝倉線	知多市役所東～ 朝倉インター	0.4	③	③ 県古見停車場線	浜脇～古見駅西	0.5	④	④ 県西尾知多線	美城ケ根～ 長浦インター	1.2	⑤	⑤ 市北浜金沢線	北浜～新舞子駅前	8.4	①	東海	横須賀インター	南進禁止 元浜町（横須賀インター南西域） 進入禁止
			番号	路線名	区間	距																									
①	① 国155号 (西知多産業道路)	横須賀インター ～北畑	8.0 km																												
②	② 市朝倉線	知多市役所東～ 朝倉インター	0.4																												
③	③ 県古見停車場線	浜脇～古見駅西	0.5																												
④	④ 県西尾知多線	美城ケ根～ 長浦インター	1.2																												
⑤	⑤ 市北浜金沢線	北浜～新舞子駅前	8.4																												
②	知多	北畑	北進禁止																												
③	知多	知多市役所東	西進禁止																												
④	知多	浜脇	西進禁止																												
⑤	知多	美城ケ根	西進禁止																												
⑥	東海	高横須賀町	緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導																												
⑥-1	知多	新舞子駅前	西進禁止																												
⑦	知多東海	その他主要地点 (災害状況により設置)	地域内への車両の進入禁止その他整理誘導																												
		第2次規制	<p>⑧ 国155号、⑨ 県名古屋半田線及び⑩ 県大府常滑線に囲まれた地域内及び⑪ 県新舞子停車場線の以西地域への一般車両の進入を禁止し、上記路線をう回路とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧</td> <td>⑧ 国155号</td> <td>横須賀町～午新田</td> <td>12.3 km</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>⑨ 県知多東浦線</td> <td>岩ノ脇～堀切</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>⑩ 県白沢八幡線</td> <td>竹ヶ鼻～岩ノ脇</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>⑪ 県大府常滑線</td> <td>大興寺～美城ケ根</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>⑫ 県新舞子停車場線ほか</td> <td>蒲池駅入口～日長</td> <td>4.1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区間	距離	⑧	⑧ 国155号	横須賀町～午新田	12.3 km	⑨	⑨ 県知多東浦線	岩ノ脇～堀切	1.5	⑩	⑩ 県白沢八幡線	竹ヶ鼻～岩ノ脇	1.6	⑪	⑪ 県大府常滑線	大興寺～美城ケ根	2.6	⑫	⑫ 県新舞子停車場線ほか	蒲池駅入口～日長	4.1	⑧	東海	横須賀町	南進禁止
番号	路線名	区間	距離																												
⑧	⑧ 国155号	横須賀町～午新田	12.3 km																												
⑨	⑨ 県知多東浦線	岩ノ脇～堀切	1.5																												
⑩	⑩ 県白沢八幡線	竹ヶ鼻～岩ノ脇	1.6																												
⑪	⑪ 県大府常滑線	大興寺～美城ケ根	2.6																												
⑫	⑫ 県新舞子停車場線ほか	蒲池駅入口～日長	4.1																												
⑨	常滑	午新田	北進禁止																												
⑩	知多	竹ヶ鼻	北進禁止																												
⑪	知多	大興寺	西進禁止																												
⑫	常滑	蒲池駅入口	北進禁止																												
⑬	知多	南五郎左池	西進禁止																												
⑭	東海知多常滑	その他主要地点	地域内への車両の進入禁止その他整理誘導																												

北浜ふ頭、南浜ふ頭、緑浜町の交通規制図 (第1次)



北浜ふ頭、南浜ふ頭、緑浜町の交通規制図 (第2次)



第8節 災害別応急対策

第1 屋外タンク貯蔵所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 知多市
- (3) 中京地区広域共同防災協議会

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 屋外タンク貯蔵所に漏洩、火災その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 一般的な措置

- a 危険物の漏洩、火災及び爆発等が発生するおそれがある事態が生じたときは、取扱作業（機器等の運転を含む）を停止し、直ちに構内緊急通報を発する。
- b 危険物の漏洩、火災及び爆発等の事故が生じたときは、直ちに構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を活用し、災害発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。
- c 自衛防災組織及び共同防災組織の消防隊は、定められた指揮者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。
- d 付近住民に被害が及ぶおそれがある場合は、付近住民に広報を行う。

(イ) 漏洩の場合の措置

- a 直ちに漏洩箇所の応急処置を講ずる。
- b 引火の危険性があるので、応急作業を行う前は、火気、電気設備等を直ちに遮断する等の措置を講じ、必要に応じ、事前に可燃性ガスの測定を行う。

(ウ) 火災の場合の措置

- a 構内の従業員等は、全ての作業を中止し、各タンクの元バルブを閉鎖し、機器の運転を中止する。
- b 冷却注水及び冷却散水設備等による散水により、隣接タンクへの延焼防止に努めながら、火災タンクの固定消火設備により一挙に泡消火液を注入し、消火する。
- c 隣接タンク、設備等の火災によりタンクが爆発する危険性がある場合は、急きょ安全な場所に退避する等の処置を講じる。

イ 直径34メートル以上の屋外タンク貯蔵所における浮き屋根式タンクの全面火災が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) アの措置に準じた措置を講ずる。

(イ) 所轄消防機関に大容量泡放射システムを用いた防御活動の判断を求めた上で中京地区広域共同防災協議会へ資機材の出動要請や協定又は契約業者への構内設定用クレーン車等の配備の依頼を行う。

(ウ) 消防機関及び共同防災組織と連携し、大容量泡放射システムによる防御活動を開始するまでの間、出来る限り災害拡大防止措置（泡シール、冷却散水等）を講ずる。

(エ) 大容量泡放射システムを用いた警防計画に基づき、資機材の設置、防災要員・補助要員の配置を行い、消防機関の指揮下で防御活動を実施する。

ウ 地震が発生したときは、次の措置を講じる。

(ア) 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急施設点検（一時点検）を行い、何らかの異常が認めら

れた場合には、当該異常の内容を所在市町村（所轄消防本部（署））へ電話等により速やかに報告するものとする。

- (イ) 危険物施設の取扱作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を的確に把握し、可燃性ガス等による二次的被害を最小限に食い止める。
- (ウ) 油槽、配管、バルブ等の破損による漏洩、流出の場合は、直ちに漏洩、損傷箇所等の点検を行い、必要に応じ応急措置を講じる。

災害の種類	出動体制	機関名 (部隊名)	人員	資機材
火災	全出動	出光興産(株) 愛知事業所	489人	普通泡放水砲 1基 大型化学消防車 1台 大型化学高所放水車 3台 甲種普通化学消防車 1台 泡原液搬送車 1台 装備車 1台 指揮車 1台 泡消火薬剤(3%) 77,480ℓ

(2) 市の措置

災害の種類	出動体制	機関名 (部隊名)	人員	資機材	活動内容
火災	1次	知多市消防署	27人	大型化学高所放水車 1台 泡原液搬送車 1台 化学消防車 1台 救助工作車 1台 救急自動車 1台 タンク車 1台 指揮車 1台	(1) 人命救助を行う。 (2) 消火活動及び消火活動上必要な資機材の調達を行う。 (3) 隣接タンク等への延焼防止措置を行う。 (4) 防災関係機関への災害情報の伝達を行う。 (5) 災害発生事業所から現場状況聴取を行う。
必要に応じて車両、資機材及び人員を増強するとともに消防団の要請を実施する。					

(3) 中京地区広域共同防災協議会の措置

- a 大容量泡放射システムを用いた警防計画に基づき、消防機関の指揮下で防御活動を実施する。
- b 中京地区広域共同防災センターの消防力 (令和5年4月1日現在)

区分	防災要員	放水砲	水中ポンプ	加圧ポンプ	ホーム スーン	耐熱服	空気呼吸器	泡消火薬剤	仮設タンク 消火薬剤用
		10,000 ~30,000 L/min	30,000 L/min	30,000 L/min					
中京地区広域共同 防災センター	人	砲	ユニット	台	m	着	個	kℓ	個
	4	2	2	4	3,510	4	4	74	2

3 応援協力関係

現地本部を設置した場合、市長は防災関係機関へ出動を要請するものとし、各機関の活動については、次表のとおりとする。

災害の種類	防災機関名 (部隊名)	人員	資機材	活動内容
火災	知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会	150人	大型高所放水車 大型化学消防車 泡原液搬送車 水槽付消防車 泡消火薬剤 資機材運搬用 トラック バス	(1) 消防長の要請により災害現場へ出向し、被害の拡大防止に努める。 (2) 必要防災資機材の搬送を行う。 (3) 災害現場付近の警戒警備に当たる。 (4) 消防・警察の実施事項を援助する。

なお、多数の消防自動車等が必要となる場合が考えられるので特別防災区域所在市町村は、相互に一体となって、県下統一的な応援協力体制を確立するものとする。

第2 高圧ガス等災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 知多市

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

災害の種類	出動体制	機関名 (部隊名)	人員	資機材	活動内容
漏洩 火災 爆発	全出動	出光興産(株) 愛知事業所	489人	大型化学消防車 1台 大型化学高所放水車 3台 甲種普通化学消防車 1台 泡原液搬送車 1台 装備車 1台 指揮車 1台	(1) 防消火活動及び防消火活動上必要な資機材の調達を行う。 (2) 災害情報を提供して防災関係機関の協力を得て二次災害発生防止に当たる。 (3) 漏洩の場合は、緊急しや断弁を閉止し漏洩を最小限にとめるとともに引火防止の緊急措置を行う。 (4) 火災・爆発事故の場合は、冷却散水を行い貯槽等の破損を防止するとともに、他貯槽等へ移送を行う。
		その他の 特定事業所			

(2) 市の措置

災害の種類	出動体制	機関名 (部隊名)	人員	資機材	活動内容
火災	1次	知多市消防署	27人	大型化学高所放水車 1台 泡原液搬送車 1台 化学消防車 1台 救助工作車 1台 救急自動車 1台 タンク車 1台 指揮車 1台	本節第1・2・(2)に準じ、漏洩・火災・爆発等の災害規模の状況に応じ、出動体制及び活動内容を選択するものとする。
必要に応じて車両、資機材及び人員を増強するとともに消防団の要請を実施する。					

3 応援協力関係

現地本部を設置した場合、市長は防災関係機関へ出動を要請するものとし、各機関の活動については、次表のとおりとする。

災害の種類	機関名 (部隊名)	人員	資機材	活動内容
漏洩 火災 爆発	知多市石油コンビナート等 特別防災区域保安連絡協議会	150人	大型高所放水車 大型化学消防車 泡原液搬送車 水槽付消防車 資機材運搬用 トラック バス	本節第1・3に同じ

なお、多数の消防自動車等が必要となる場合が考えられるので特別防災区域所在市町村は、相互に一体となって、県下統一的な応援協力体制を確立するものとする。

第3 陸上施設からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 知多市
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

事業所名	人員	資機材	活動内容
出光興産(株)愛知事業所	489人	オイルフェンス 油処理剤 油吸着剤	(1) 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 (2) 各社所有の防災船を出動させ流出油等の拡散防止に当たる。 (3) 流出油等拡散調査及び現場付近海域の警戒警備を行う。
その他の特定事業所			

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人員	資 機 材	数量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部 (名古屋海上保安部)	5人 111	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	 680 m 6,120 l 484 kg 1 式 1 式	1. 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇を出勤させ、防災関係機関と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止に当たる。 3. 巡視船艇及び航空機により浮流油等調査並びに現場付近海域の警戒を行う。 4. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気の制限又は禁止等の措置を講ずる。 5. 災害発生施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
(衣浦海上保安署)	16	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	220 m 270 l 335 kg	
(三河海上保安署)	19	油処理剤 油吸着材	828 l 244 kg	
(中部空港海上保安 航空基地)	50	油処理剤 油吸着材	342 l 69 kg	
(四日市海上保安部)	44	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット	1,000 m 6,600 l 570 kg 1 式	
(鳥羽海上保安部)	78	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	140 m 4,572 l 419 kg 1 式 2 式	
(鳥羽海上保安部 浜島分室)	12	油処理剤 油吸着材	620 l 103 kg	
(尾鷲海上保安部)	54	油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	2,214 l 399 kg 1 式 1 式	
知多市消防本部	27	油処理剤 油吸着材	940 l 12 kg	
名古屋港管理組合		オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	1,200 m 3,200 l 350 kg	
中部地方整備局	34	油回収船	2 隻	油回収船を出勤させ、流出油の除去を行う。

3 応援協力関係

機 関 名	人 員	資 機 材	活 動 内 容
知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会	50人	オイルフェンス 油 処 理 剤 油 吸 着 材	(1) 消防長の要請により災害現場へ出向し、被害の拡大防止に努める。 (2) 必要防災資機材の搬送。 (3) 海上保安部の実施事項の援助。

第4 着積船舶からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 知多市
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	活 動 内 容
出光興産(株)愛知事業所	489人	本節第3.2.(1)	本節第3.2.(1)に同じ
その他の特定事業所		に同じ	

- (2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
名古屋海上保安部	本節第3.2.(2)に同じ			1～4は、本節第3.2.(2)第四管区海上保安本部欄の1～4に同じ。 5. 船体並びに流出油等の非常処分を行う。 6. 災害発生船舶に対し、災害局限措置の指示を行う。
知多市	本節第3.2.(2)に同じ			1及び2は、本節第3.2.(2)の知多市欄の1及び2に同じ。
名古屋港管理組合	本節第3.2.(2)に同じ			本節第3.2.(2)に同じ

3 応援協力関係

機 関 名	人 員	資 機 材	活 動 内 容
知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会	50人	オイルフェンス 油 処 理 剤 油 吸 着 材	本節第3.3に同じ

第5 海上火災

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 知多市
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	活 動 内 容
出光興産(株)愛知事業所	489人	泡消火薬剤3%	消火及び消火活動に必要な資機材の確保及び輸送
その他の特定事業所			

（２）防災関係機関の措置

機 関 名	人員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5人			<ol style="list-style-type: none"> 1. 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。 3. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行う。 4. 災害発生船舶又は施設に対し、局限措置の指示を行う。 5. 船体等の非常処分を行う。 6. 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火並びに他への波及防止に当たる。
（名古屋海上保安部）	111	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	7,200 ℓ 2,000 kg	
（衣浦海上保安署）	16	泡消火薬剤	100 ℓ	
（三河海上保安署）	19	泡消火薬剤	500 ℓ	
〔中部空港海上保安 航 空 基 地〕	50	泡消火薬剤	180 ℓ	
（四日市海上保安部）	44	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	13,400 ℓ 2,000 kg	
（鳥羽海上保安部）	78	泡消火薬剤	600 ℓ	
〔鳥羽海上保安部 浜 島 分 室〕	12	泡消火薬剤	420 ℓ	
（尾鷲海上保安部）	54	泡消火薬剤	2,200 ℓ	
知多市消防本部	27	泡消火薬剤	42,220 ℓ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と提携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物の拡散防止活動を実施する。 消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について十分に留意するものとする。 なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に綿密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。
名古屋港管理組合				
				<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾管理者として、港湾施設を守るため防護活動を行う。 2. 港湾機能に支障を来たすおそれがある場合、又は名古屋海上保安部若しくは市町村から協力を求められた場合は、本組合所有の船舶及び名古屋港タグ事業協同組合との協定「災害時における曳き船による応急対策業務に関する協力協定」により協同組合員の所有又は運航する曳き船が初期消火活動に協力する。

3 応援協力関係

機 関 名	人員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
知多市石油コンビナート 等特別防災区域保安連絡 協議会	100人	泡消火薬剤	30,000 ℓ	消火活動上必要な資機材の確保及び輸送